

平成24年10月10日（水曜日）午前10時開議

本日の会議に付した案件

- 認定第1号 平成23年度久慈市一般会計歳入歳出決算
- 認定第2号 平成23年度久慈市土地取得事業特別会計歳入歳出決算
- 認定第3号 平成23年度久慈市国民健康保険特別会計歳入歳出決算
- 認定第4号 平成23年度久慈市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
- 認定第5号 平成23年度久慈市介護サービス事業特別会計歳入歳出決算
- 認定第6号 平成23年度久慈市魚市場事業特別会計歳入歳出決算
- 認定第7号 平成23年度久慈市漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算
- 認定第8号 平成23年度久慈市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算
- 認定第9号 平成23年度久慈市水道事業会計決算

出席委員（22名）

- | | |
|---------------|---------------|
| 1 番 梶 谷 武 由君 | 2 番 下川原 光 昭君 |
| 3 番 藤 島 文 男君 | 4 番 上 山 昭 彦君 |
| 5 番 泉 川 博 明君 | 6 番 木ノ下 祐 治君 |
| 7 番 畑 中 勇 吉君 | 8 番 砂 川 利 男君 |
| 9 番 山 口 健 一君 | 10 番 桑 田 鉄 男君 |
| 11 番 澤 里 富 雄君 | 13 番 小 柳 正 人君 |
| 14 番 堀 崎 松 男君 | 15 番 小 倉 建 一君 |
| 16 番 小野寺 勝 也君 | 17 番 城 内 仲 悦君 |
| 18 番 下 舘 祥 二君 | 19 番 中 塚 佳 男君 |
| 21 番 高屋敷 英 則君 | 22 番 宮 澤 憲 司君 |
| 23 番 大 沢 俊 光君 | 24 番 濱 欠 明 宏君 |

欠席委員（なし）

事務局職員出席者

事務局長 一 田 昭 彦 事務局次長 大森 正則
庶務グループ 五日市清樹 議事グループ 田高 慎
総括主査 任 長 内 紳 悟

説明のための出席者

市 長 山内 隆文君 副 市 長 外舘 正敏君

副 市 長 星 文雄君 総 務 部 長 菅原 慶一君
総務部付部長 大湊 清信君 総合政策部長 中居 正剛君
総合政策部付部長 晴山 真澄君 市民生活部長 勝田 恒男君
健康福祉部長 (兼福祉事務局長) 砂子 勇君 農林水産部長 村上 章君
産業振興部長 下舘 満吉君 建設部長 (兼水道事務所長) 小上 一治君
山形総合支所長 澤口 道夫君 会計管理者 小倉 隆喜君
教育委員長 鹿糠 敏文君 教 育 長 亀田 公明君
教 育 次 長 宇部 辰喜君 選挙管理委員会委員長 谷地末太郎君
監 査 委 員 石渡 高雄君 農業委員会会長 荒澤 光一君
総務部総務課長 (併選管事務局長) 久慈 清悦君 農 業 委 員 会 事 務 局 長 藤森 智君
教 育 委 員 会 総 務 学 事 課 長 米澤 喜三君 監査委員事務局長 松本 賢君
そのほか関係課長等

~~~~~  
午前10時00分 開議

○委員長（大沢俊光君） ただいまから本日の決算特別委員会を開きます。

~~~~~  
認定第1号 平成23年度久慈市一般会計歳入歳出決算

○委員長（大沢俊光君） 直ちに付託議案の審査に入ります。

認定第1号を議題といたします。

歳出8款土木費、質疑を許します。城内委員。

○城内仲悦委員 153ページ、市営住宅の関係でございます。

萩ケ丘団地の住宅の蟻の被害の工事があったようですが、80戸あそこはあるんですが、そのうち62戸の工事をやったというような内容ですけども、これですね、具体的にシロアリなのか。シロアリ自体は日本にはあまり存在しないけど、しかしまあ、木材等に卵が入ってきてそれが幼虫になってくるってこともあることと考えますが、この萩ケ丘団地の住宅のこの防蟻工事っていうんですかね、あるいは蟻というんですか、ちょっと読み方はあれですが、この内容とその原因はどこにあったのか。そして、62戸っていうことから、相当の数なんですけども、80分の62ですからパーセントで言うと4分の3ですけども。そういう状況になっているというふうには伺っていますが、その内容をお聞かせください。

○委員長（大沢俊光君） 櫛桁建築住宅課長。

○建築住宅課長（櫛桁善一君） 萩ケ丘のシロアリ駆除についてお答えいたしたいと思います。

このシロアリ駆除については平成21年度からそういった被害があるということで、平成21年度から修繕費等用いて修理してきております。昨年度は平成22年度の繰越予算でございますが、残り平成22年度まで10戸実施しておりまして、残りの70個を実施したいと思ってございました。しかしながら、どうしても小さいお子さんがいるとか、そういった格好で地中への薬剤散布、そういった部分でちょっとやめてくれないかと、そういった要望もありまして、実際に実施したのが52戸ということでございます。残りの、今残っている18戸ですか、これにつきましては順次退去とかそういった人が入れ替わったとき等をお願いして薬剤散布等をしてまいりたいと思っております。

この原因につきましては、明確にはちょっとあれなんですけど、湿気そういったもの等が原因しているのではないかということで、地中への薬剤散布、そして床材等が腐食していた場合にはそういったものを修理、あと畳等、そういったものを修理してきたというところでございます。

今後におきましても、住宅入居者の住環境をよくするために逐次対応してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○委員長（大沢俊光君） 城内委員。

○城内仲悦委員 シロアリの防除ということのようですけれども、原因の究明といいますか、具体的にもう少し建材はどういうのを使っておるのか、あるいは国内産材を使っているのか、あるいは輸入産材を使っているのかってということもあると思いますが、市営住宅にはある意味では安くあげるために輸入材を使っていることもあり得るかと思うんですけれども、そういったことも原因なのか。原因が特定できないのかどうか一つ。

それから、この1,690万8,000円の金額ってというのは、いわゆる防除っていうか、薬をまくってということだけにこの程度かかるのか。それとも、この55戸対応したということですが、床の交換とかも中に入っているのか。残りあと25戸あるわけですけれども、その点は、今後の対応はどうなっているのか。

いわゆる全部の住宅にも、あの80戸の中にもうそういう状況になっているってということで調査しているわけ、認識して対応しているのかお聞かせください。

○委員長（大沢俊光君） 榊垣建築住宅課長。

○建築住宅課長（榊垣善一君） 原因につきましては明確にはちょっと捉えてございませんので、今後引き続き調査してまいりたいと思っております。

先ほど私が説明した薬剤散布等を実施した戸数でございますが、平成21年度から実施、修繕費等用いて実施しているということで、平成21年度は2戸、平成22年度に8戸、合計でこれまで10戸実施しております。平成22年度の繰越予算で52戸を実施し、トータルで62戸実施してございます。残りが現在18戸ということになりまして、それについては逐次対応してまいりたいと考えてございます。

あと、経費につきましては、まず各戸を調査いたしまして、それに基づきまして土中への注入ですね、薬を注入するというので、あと特に大きな被害はないところについては床材等はそのままなんですけど、床材等にやっぱり腐食があるとか、シロアリによる被害があったとか、そういった部分については床材等の交換等もしております。あと畳等についても状況を見ながら対応したということございまして、それがトータルで1,690万8,150円という内容になってございます。

以上でございます。

○委員長（大沢俊光君） 城内委員。

○城内仲悦委員 ありがとうございます。

そこんところはいずれしっかり原因を追求してしっかりした対応をしていただきたいというふうに思います。

それから、その道路改良等に関してですが、梅ヶ丘団地の位置指定道路のことですが、もう一昨年になりますか、もう雨の関係でのり面が崩壊をして梅ヶ丘の道路は私の道路なので市としては対応できないという形で、ずっと依然として未開通のままの状況になっております。ご承知のとおり梅ヶ丘団地はいわゆる開発行為という法律ができる前の住宅地開発で、既に市当局はご存じなはずですが、あそこにも市道が2本ありますが、大きいのは2本ありますけれども、あれも結局開発者から市で寄附を受けて、その後に市道認定した分もありますけど、いわゆる枝線といわれる道路はほとんどまだ位置指定道路で、しかもそれが地権者、開発者のものになっている、のり面も含めてそうなんです。

そこで、ああいう住宅地についてこれまでも結局開発行為では法律ができたのは当然優良な宅地をつくっ

ていくってということが法律の基本にあるわけですが、それが以前以前の開発です。しかし、あのおり住宅が張りついて多くの方が住んでいると。その中でやっぱり安全な住宅地を確保していく上で、やっぱり行政として何らかの改善を求めるなり、地権者との交渉をしながらしっかりやっていく姿じゃないかとこれまで申し上げてきました。しかし、まあもう足かけ3年目になるんですかね、依然として未開通のまま位置指定道路が土砂が埋まったままにあります。

こういった状況について、やはり個人の会社、開発でまだ個人のものだから云々じゃなくて、何としても行政としてそういった状況を打開するための地権者との交渉とかそういった点での対応が必要かと思うんですが、これまでに開発者である、あそこは三河団地といますけれど、三河さんに具体的にお話を進めてきた経緯があるのかどうか。まったくそういった動きがなかったのかどうかお聞かせください。

○委員長（大沢俊光君） 滝沢土木課長。

○土木課長（滝沢重幸君） ただいまの萩ヶ丘団地の位置指定道路の件についてお答えいたします。

まず、現在崩壊しておりますのり面につきましては、上部、上の部分の宅地を押さえるための盛り土というふうに市では捉えております。従いまして、宅地を所有する方が将来ともに所有して管理していくべき部分だということで、そのことにつきましては地主さんのほうにもご説明申し上げご理解をいただき、所有権を移転するための分筆登記等の事務を進めているというふうに伺っております。捉えております。

あと、位置指定道路を市で市道認定に向けて動いた経緯があるかということですが、市道認定につきましてはいずれ市道認定基準要綱というものがございまして、それにのりつつ認定をこれまでもしてきているわけですが、例えば現在この位置指定道路が市道認定になっていない部分というのは、基本的に市道認定要綱を満たしていない部分があるということで、その部分を満たしていただけるように現在の管理者、地主さんのほうに交渉した経緯がございます。

以上でございます。

○委員長（大沢俊光君） 城内委員。

○城内仲悦委員 宅地を押さえるためについていうふうに言いますが、確かにのり面は崩壊しましたが、

宅地そのものはそのままにあるわけですね。例えば、そののり面を保護しなくても宅地が崩壊する状況に現場を見るとない。従って、確かに大雨が降って擁壁をしてあったと。しかし、それが大雨によって崩壊したという状況でありますので、そういった意味でいえば大雨が降らなければのり面崩壊もなかったということがあるわけですが、そういった意味では災害的にもものを捉えることも私は必要だというふうには必要だというふうには思うんですが、しかも、その道路が現時点でもそのままになっているよ。交渉の中で地主が、地権者が市との話の中で地権者がみずからの費用で位置指定道路の通れるようにしますというふうになっているんですか。そういうふうには合意になったんですか。そういう話し合いまでいっているんですか。お聞かせください。

○委員長（大沢俊光君） 滝沢土木課長。

○土木課長（滝沢重幸君） まず、先ほど答弁の中で萩ヶ丘団地というふうに申し上げましたのは梅ヶ丘団地の間違いでございましたので訂正いたします。

あと、これまでに土砂撤去等について関係者の方々と交渉した経緯があるのかというふうなご質問でございましたが、基本的には現在道路が市で管理している道路でない。のり面についても市が管理する道路でないということで原因者が対処すべきものというふうに捉えております。

ただ、周辺住民の方々もそれに伴って交通の不便をきたしているというのは現実でございますので、その辺を関係者の方々にできるだけ早くに対応していただきたいというお願いはしているところでございます。

以上でございます。

○委員長（大沢俊光君） 城内委員。

○城内仲悦委員 いわゆる開行為以前の久慈でいえば結構大きい住宅開発地ですね、あそこはね。そういった中で、市として、やはり優良な宅地にしていくために地権者との話し合いも、これまでしてきた経緯はないんですね。例えば位置指定道路についても、確かに要件が整わなければ市道になりません。私もそれは承知しております。しかし、現時点、その用地を久慈市に寄附しますと。寄附して市で管理してくださいといったときに、これまで、さっき言ったように大きな道路については市道に、市道になりましたよね。ところが、まだ枝線という、いわゆるあそこは急な

坂がまっすぐあって、あとはこう東西に枝線が数本、10本ぐらい走っているんですけども、いわゆるその寄附が地権者がされて、市で管理することになると将来的にはその現状を見ながら当然市道化していくことは可能だっていうこととして捉えていいですね。今までもそうだったけれども、寄附がされれば寄附行為を市が受けてその後において管理していくっていうことについては、可能なわけですね。お聞かせください。

○委員長（大沢俊光君） 滝沢土木課長。

○土木課長（滝沢重幸君） ただいまのご質問、開発行為との比較でこれまでもこの場でも議論されてきたわけですけども、基本的に開発行為の道路は、開発する以前から市の道路管理者のほうと協議をいただきまして、例えば回転場とか舗装していただくとか排水の処理を適切にさせていただくとかという経過を経て市が寄附をいただいて管理していくという、そういうスタンスになってございます。

今回はそういう開発行為の制度がない前の開発だという委員さんの趣旨のご質問だと思っておりますけれども、そにつきましても、いずれ現在の市道認定の基準要綱に合致する形で整備をしていただいた上で、そういった寄附行為をしていただく。それにそういう状態であれば市道認定をして、市がその後管理していくという事はあり得ると思います。

以上でございます。

○委員長（大沢俊光君） 城内委員。

○城内仲悦委員 それはまあ、建前上そうだと思います。しかし、これまでのいわゆる大きい道路についても受けてもらって、市道認定になっております。それは側溝も従来の細いままですし、全く手をつけないままの道路を寄附行為で受けてもらって、市道認定になった経緯がありますので、そういった意味でいえば、いまさら開発行為した地主に、もう十数年、30年も経っている中でみずからの資金で市がいう指導に従ってやれる状況じゃないわけですよ。だから、そういったところについて、やはり行政としてやっぱり関わり合いながらやっていただきたいし、以前にも現在市道認定になっているぶんについては寄附行為を受けてその後市道認定をした経緯がありますので、その方法については踏襲していただきたいと思いますので、これまでどおりやっていただきたいと思いますので、そこは確認しておきます。よろしく願います。いかがで

すか。

○委員長（大沢俊光君） 小上建設部長。

○建設部長（小上一治君） それでは、私のほうから今の件についてお答えいたします。

まず、今この梅ヶ丘団地について大きい路線の部分については市道認定になっているということでのお話でありました。確かにこの大きい本道路につきましては幅員もそれなりに広うございますし、あと除雪等によっても回転場等もできています。やはり市道認定要件に当てはまっているというふうなことがございまして、できるだけそういうふうなぶんについては市道認定をしていきたいと思いますという事で対応しているところでございます。

今、話がありました枝線につきましては、課長のほうから答弁いたしておいでございまして、今のところ回転場等々がないという状況でございます。そういった中で市道認定要件ができていないというふうなことから、市道認定っていうか、そういう状態で市のほうに寄附はできていないというふうな状態でございます。

以上でございます。

○委員長（大沢俊光君） 城内委員。

○城内仲悦委員 現場ちょっと知らないんじゃないですか。現場はね、西側のほうは確かに行きどまりがあります。しかも、ただ、あそこは縦にもう一方ありますから。それから、東側のほうですね、水道事業所の配水池に行く道路になります。あれも市道なんですよ。だから、市道と市道との間に枝線がひとつあります、何本か。これについて4メートルありますので、最低4メートル確保した位置指定道路ですから4メートルあります。そういった点ではいずれ可能な分から地権者がそういった寄附行為を申し出てきた段階でやはり対応できるっていうことですね、あそこは市道、両方市道ですから、現在。そこをぜひ現場をきちっと見ていただいて、すぐ対応できる分とできない分があるかと思っておりますけれども、そういうやっぱりぜひ調査をしながら梅ヶ丘が良好な住宅地になるための、やっぱり行政としてのご努力も私は必要だというふうに思いますので、そういった点、現場をきちんと調査しながらここは可能だとかですね、そういった点でのやっぱりご指導をいただければありがたいのではないかと。いうふうに思うんですが、そういった対応はできませ

んか。

○委員長（大沢俊光君） 小上建設部長。

○建設部長（小上一治君） 私、先ほどは市道の梅ヶ丘の一般的な話を確かにしたわけでございます。今、土砂がのり面崩壊している場所というのも現地確認をしております。それについては、今の、先ほどの答弁ではちょっとずれがあったように思います。ただ、ここについてもやはりその土地の所有者、その方の管理というものが発生してくるものというふうに思っております。いずれこの件については数回にわたってご質問いただいております。

同じ答弁になるかと思いますが、いずれそこら辺について今後検討はしていくことにはなりますが、非常に難しいものと捉えてございます。

以上でございます。

○委員長（大沢俊光君） 畑中委員。

○畑中勇吉委員 151ページと、それから153ページ。

151ページの土木の公園費の需用費、この電気料等ってあるんですが、どここの公園で何灯の電気料を何灯分の電気料なのか。

それから、電灯のLED化がどれぐらいなのかお尋ねしたいと思います。

それから、153ページの8の6の15、先ほど出ました萩ヶ丘団地の関係なんです、大分年数が経ってですね、もうどれぐらい補修して使うか、新築するかっていう、もうそんな段階にきているのかなって思うんですが、萩ヶ丘のこの住宅の築年数とその戸数がどういうふうになっているのか。おわかりでしたら。

それからもう一つ。みなと団地の風呂釜の改修工事ってあるんですが、これは多分3・11で津波なり地震で被災したふんだと思うんですが、住宅の箇所数がどれぐらいだったのか。

それから、今回の震災で住宅で浸水したところ、浸水区域内の市営住宅っていえば湊ぐらいたと思うんですが、今、安全安心な住宅用地の選定なんかでいろいろ取り沙汰されているんですが、こういう関係、浸水域の市営住宅等について震災以降に市営住宅の用地の選定っていいですか、そういう部分等で見直しなり指定っていいですか、そういうの変更等がなされているのかどうか、お尋ねしたいと思います。

○委員長（大沢俊光君） 榊榊建築住宅課長。

○建築住宅課長（榊榊善一君） まず萩ヶ丘住宅で

ございますが、萩ヶ丘住宅は昭和41年から昭和44年にかけて建設されております。築42年から45年ということになってございます。

これについては、将来的な建て替え計画等は持ってはございますが、まずは基本的にことしからなんですけれども、外壁補修、屋根補修を実施したいと。とりあえず建設までは長寿命化ということでどうか防水性、耐久性をしたいということで塗装等を実施したいということで今年度から調査に入って、設計調査に入っております。

あと、湊等の東日本大震災に関わってなんです、その規制といいますか、そういった部分については現在ちょっと資料といいますか、聞いてございません。

みなと団地の風呂釜戸数。ちょっと。

○委員長（大沢俊光君） 田畑都市計画課長。

○都市計画課長（田畑敏文君） 今、公園費の需用費の電気料についてご質問いただきました。この内容でございますけれども、都市公園9地区の電気料でございます。電灯等の数等をご質問ございましたけれども、取りまとめておりませんので、ご了承願いたいと思います。

あと、LED化ということでございましたが、今時点では特に考えてはございません。

以上でございます。

○委員長（大沢俊光君） 榊榊建築住宅課長。

○建築住宅課長（榊榊善一君） 申しわけございません。

みなと団地の風呂釜の改修でございますが、この工事においてみなと団地については13戸の風呂釜、またさいわい団地1戸、侍浜団地10戸それぞれ改修しております。

あと、先ほど浸水区域の見直しってということについては、県のほうから何もきてございませんし、そこは若干の床土があったんですけども、量が若干ぬれたという程度でございまして、その辺については修理していくと。見直しについては考えていないところでございます。

○委員長（大沢俊光君） 畑中委員。

○畑中勇吉委員 この公園の電気料の関係なんです、逐次LED化にしていけば、ずっと続く公園だと思うんで、電気料が大分安くできるのかなって。計画的にLED化していったほうが良いと思うんですけども、

今後の考え方についてお尋ねしたいです。

○委員長（大沢俊光君） 田畑都市計画課長。

○都市計画課長（田畑敏文君） LED化について再度ご質問をいただきました。

いずれご提案いただきましたLED化で費用対効果等々を考えまして、今のご提言に沿ったような形で検討していきたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（大沢俊光君） 桑田委員。

○桑田鉄男委員 主要な施策の成果に関する説明書の79ページです。

白前4号線ほかの防雪柵の測量設計。これを平成23年度で実施をしたということなのですが、実は白前、本波、北野ということで、これ北野の町内会で要望をした。ただ、いわゆる優先順位等の関係かもしれませんが、北野がこの平成23年度の測量設計に入っていないという話も聞くわけなのですが、この測量設計をした箇所についてお尋ねをします。

○委員長（大沢俊光君） 滝沢土木課長。

○土木課長（滝沢重幸君） 白前4号線の防雪柵の詳細設計業務に関わってのご質問でございます。

この部分で設計したのは白前4号線とあとちょっと路線名が出てきませんが白前寄りのほうのもう1カ所の設計をしております。

ご質問の北野の部分、確かに吹きだまりが発生する場所が2カ所ぐらいあることは承知しております。その部分についても今後詳細な調査をして、冬季間とかそういった時期に詳細な調査をして計画検討をしてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（大沢俊光君） 桑田委員。

○桑田鉄男委員 地域の方々、さっきもお話をしたんですが、いずれこの白前、おそらく本波の市道のところかと思うんですが、ここについて予定をされていると、そういうふうにも聞いたんですが、肝心のその要望を出した北野の地区、町内会が入っていないということで、さっきも話をしたんですが、ちょっとやっぱり片手落ちではないかなという話もございます。

そういうことで、できるだけ白前も本波もこれもパトロール等の際に吹きだまりが出るということで必要だとは思いますが、その肝心の要望を出した北野の地区についてもご配慮をいただければと思います。

それから、さっきの公園の電気、電灯の話が出ました。LED化ということなのですが、ソーラーパネルを使いたいいわゆる照明をつけるということについては検討されていないのかについてもお尋ねをします。

○委員長（大沢俊光君） 滝沢土木課長。

○土木課長（滝沢重幸君） 防雪柵についての再度のご質問でございますが、白前4号線ほかを先行した理由といたしましては、以前から市のほうで調査をしていた箇所です。ほかに例えば侍浜地区ですと角柄地区とかあるいは富原地区とかそういったものを市のほうで調査し、ピックアップしていたわけでございますが、それは社会資本整備総合交付金のほうで、国の交付金のほうで実施することになっておりますけれども、そういった計画に乗せていたということで、こちらが先行になったものでございます。その時期とちょうどまた北野地区からの要望、防雪柵ほか道路なんかの道路整備、側溝整備の要望もいただきましたけれども、それとちょうど重なって、地元のほうでは要望したのに別の箇所が実施されるというふうなことで、市のほうでも、私のほうでも伺っておりますが、いずれ先ほど答弁申し上げたとおり、今冬等の冬の状況を調査しながら計画に盛り込むように努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（大沢俊光君） 田畑都市計画課長。

○都市計画課長（田畑敏文君） 公園等にソーラーパネル化ということでございますが、いずれも公園につきましてもですが、避難場所として指定されているところもでございます。そういう意味でも避難誘導灯を兼ねたような形でソーラーパネル化も必要だと考えておりますので、今後検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（大沢俊光君） 木ノ下委員。

○木ノ下祐治委員 今話を聞いていて、私はすごく憤慨しているんですが、火葬場今建設しておりますよね。この火葬場をつくる際に、承諾する際に北野の部落では防雪柵の今のこれを条件に出しているんですよ。どういうことですか、これは。

私は部落から同じ、この北野町内から出ている議員としてこれは黙ってはいられませんよ。どういうことですか、これは。これは火葬場を建設するときの北野町内会の条件ですよ。承諾条件です。私は北野部落の副

会長です。はっきりと記憶しております。これはどう
いうことですか。

○委員長（大沢俊光君） 滝沢土木課長。

○土木課長（滝沢重幸君） ただいまの防雪柵の件で
ございますが、ちょっと説明不足で大変失礼いたしま
したけれども、今回先行させていただいた箇所という
のはそういった交付金の計画書に乗せて進めてきてや
っと今現在実施に至ったということでございます。

今後、今、委員さんのご質問になられた箇所につい
ても調査をした上で計画に乗せて交付金で実施してい
くという、そういった段取り、事務がございますので
そういった意味での答弁のつもりでございました。

以上でございます。

○委員長（大沢俊光君） 木ノ下委員。

○木ノ下祐治委員 まったくやらないということでは
ない、これから計画に乗せていくということござい
ますが、せっかくこれが桑田さんのほうから話が出ま
したので、ではいつごろまでに建設をしたいという、
前向きな回答をいただきたいなど、そのように思いま
す。

○委員長（大沢俊光君） 小上建設部長。

○建設部長（小上一治君） 今の防雪柵の件について
お答えいたします。

私も市政懇談会と申しますか、にも行ってまいりま
して、そのときにもこの要望を受けてございます。今、
課長のほうからも話したように、いずれ今あそこの地
区に4基設定してございます。そのうち順番的に今、
課長から答弁したようなことで進めると、今、この事
業に乗るために一応計画書をつくらなければならないと
いうことで、それについていずれ早急に調査を実施し、
この事業が継続している間にまた着工していきたい、
このように思っております。いずれ、そう時間はか
かんないとは思いますが、ただ、来年とか再来年とか
全部終わるといふような今状況ではないというふうに
思っております。

以上でございます。

○委員長（大沢俊光君） 濱欠委員。

○濱欠明宏委員 153ページ、生活再建住宅支援事業
補助金の内容について、まずお聞かせ願います。

○委員長（大沢俊光君） 櫛桁建築住宅課長。

○建築住宅課長（櫛桁善一君） 生活再建住宅支援事
業の内容でございますが、この事業については平成23

年度の3月補正で予算化いたしまして、平成24年度と
いいますか年度変わりまで期間がなかったという部分
もございまして、申請が利子補給から、住宅補修、宅
地復旧項目等あるわけですが、出たのが宅地復旧の3
件のみでございました。

これにつきましては、先ほどいった時間的なものも
ありましたし、あと遡及適用になると。平成23年度中
でなくても平成24年度、平成25年度に申請できると。
そういった部分もある程度の要因があったのかなとい
うふうに捉えてございます。

以上でございます。

○委員長（大沢俊光君） 濱欠委員。

○濱欠明宏委員 一般質問の答弁で再建に着手をした
震災者が再建に着手したのは総計で22件というふう
に一般質問答弁で承ったわけですが、この22件はいわゆる
防災高台移転、あるいは漁集高台移転ではない自主
的な再建だと思うわけですが、その点をまずお聞かせ
願いたい。

○委員長（大沢俊光君） 櫛桁建築住宅課長。

○建築住宅課長（櫛桁善一君） 住宅再建といいま
すか、支援ですね。今、実際に私のほうで捉えているの
はこの生活再建支援事業について申し込みのあったも
のについて捉えてございます。その中で新築補助、い
わゆるバリアフリーとか県産材そういった申請があっ
たものが10件でございます。それ以外のものについ
ては申請がなかったこと等もあるかもしれません。その
戸数についてちょっと現在捉えてございませんので、
申しわけございませんが。

○委員長（大沢俊光君） 濱欠委員。

○濱欠明宏委員 私がね、今、聞いているのがね、今
のこの198万3,000円の予算でなくて、もっと大きな意
味で被災者が再建をしたということに関わって社会福
祉の制度を310万円での制度を使ったのが19件あつた
よと。それ以外を含めて22件ですよという話があつた
から。それで、私は6月議会でしたか、臨時議会で
したか湊の移転計画の土地の買収議案が出たわけでは
けれども、いわゆる今日住宅再建をしている方々は高
台移転計画外の土地に建てているのかどうかをまず確
認したい。

○委員長（大沢俊光君） 砂子部長。

○健康福祉部長（砂子勇君） 一般質問でご説明いた
しました22件というのは、これは自主再建の部分でご

ざいまして、これは高台移転とは別なものでございます。

以上でございます。

○委員長（大沢俊光君） 濱欠委員。

○濱欠明宏委員 それで、私は今、そのことを確認をしたかったんです。つまり、高台移転を進めているんだけれども、当局の努力によって勧めているんだけれども、しかしそれでは時間的なこともありながら、何とか自分で自主再建をしているという方が今の答弁だと22件あるというふうなことであります。その22件に対して市の支援制度はどういう形で作動しているかというのをまずお聞かせ願いたい。

もっと詰めて、じゃあ、私はいいましょう。詰めていいです。日報の9月1日の新聞です。自主移転の住宅再建支援というのが大きく紙面に載りました。それは陸前高田市であります。この中でいわゆる高台移転の造成のほうに行けなくて、もう既に自主再建している人も含めて、これでいうと水道整備費に200万円、あるいは道路整備費等造成費用等に300万円というふうな上限を設けての整備、市の独自支援で被災者の住宅再建を後押しするという内容がございます。これについては例えば釜石市は自力再建へ最大100万円を支給する、あるいは大船渡市は自力再建で被災者向けの敷地造成に30万円、水道工事に200万円を上限に補助する制度も設けている。

久慈市はこれについて、こういった独自制度を考えているのかどうかをお聞かせ願いたい。

○委員長（大沢俊光君） 大湊復興推進担当部長。

○復興推進担当部長（大湊清信君） 被災者に対する支援につきましては、これまで制度がありましたので、それぞれその制度を活用した支援をするというのが大前提でございます。例えば、新築もしくは購入した場合には200万円の追加の支援がありますよと。それから、今回の100万円の追加支援もありますというのは県のほうの制度、あるいは国のほうの制度で対応しているというところでございますし、あと集団移転の関係になりますと、被災地の購入を独自にしますというふうなことも打ち出しておりますし、あと住宅再建した場合の金融機関からの融資を受けた場合、6年目から10年目までの5年間分についての利子補給を独自に市とすれば対応しますというふうなことを一般質問の際にもご説明したつもりでございましたが、改めてそ

ういう支援策を講じているというところでございます。以上です。

○委員長（大沢俊光君） 濱欠委員。

○濱欠明宏委員 今の答弁は国の災害救助法あるいは県との嵩上げの100万円、70万円県が、4分の3でしたか、市が4分の1と。あるいは利子の補給という話はこれまでも聞いている話でありまして、それについてはもう既に私も了解しています。

私が今聞いているのは、こういった他市で被災者の後押しをする制度を独自でやっているんだと。そういうことについて久慈市は検討しているかっていうのを聞いているん。答弁をお願いします。

○委員長（大沢俊光君） 大湊復興推進担当部長。

○復興推進担当部長（大湊清信君） 市独自といたしましては集団移転にかかる方々に対する被災地の買いあげについては独自で行いますという考えを示しておりますし、6年目から10年目までの利子補給を一括して補助しますと。そういう制度は独自で行っているというところでございまして、それ以上のところは今現在考えていないところでございます。

以上です。

○委員長（大沢俊光君） 濱欠委員。

○濱欠明宏委員 陸前高田を例にとればこのボリューム、被災者の被災住宅のボリュームっていうのは相当なものです。そういった意味ではこの人数も膨大でありますし、この予算額もかなりであります。それに比べてまして若干この被災住宅数とかそういった部分については被災者は皆同じなんですよ、被災している人は皆同じなんですけれども、ボリューム、市がいわば後押しする制度に要する財源を考えたときに、陸高、大船渡など釜石市、新聞ではこう書いていますけれども、そういった後押しをしている、独自で。それで、久慈市はいずれ考えないと。考える予定があるのか、そこら辺をひとつ、これまで議会出ていないわけだからまったく、要するに制度としては提案に立てないと、議会提案に立てないけれども、今、国の制度、県の制度等々を加味しながら今進めていると。しかし、こういった新聞報道を見ますとね、被災者は思うんです。久慈市民であって残念だったなど。逆に言えばですね、やっぱりこういった後押し制度、独自の後押し制度を考えるべきじゃないかと思うわけですが、再度お願いします。

○委員長（大沢俊光君） 大湊復興推進担当部長。

○復興推進担当部長（大湊清信君） 被災された方々については本当に県南のほうであれ、私ども久慈市民であれ、同じ被災者ということで、尊い命なり財産なりを失ったという点では同じだという委員のおっしゃるところは十分にそのとおりだというふうに考えるところがございます。

ただ、市といたしましても、ご支援申し上げたい部分もあるんですが、なかなかそれを裏付ける財源等についても、例えば県のほうから基金として自由裁量で任された部分については3億7,000万円ほどしかございません。これは基金に積んでおまして、これを活用した被災地の買い上げとか、そういう利子補給とかというところで活用していきたい。できれば、そういう広く一般の方々の利用についても、利用というかその汎用性っていうんですか、そういうところでも目を開きながら、視点を置きながら対応していかなければいけないという部分もございまして、なかなか十分というまではいけないと思いますが、そういう支援についてはある程度の制約があるということでご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○委員長（大沢俊光君） 濱欠委員。

○濱欠明宏委員 財源がなかなか厳しいという話であります。他市も同じだろうと思うんです。その中で財源をいろいろ工夫しながらまさに後押しをしていると思います。そういった意味で部長のこの答弁というのはなかなか一方、後押ししようとする意識が私には伝わってこない。そここのところが残念であるということをおっしゃって、いいです。

○委員長（大沢俊光君） 山内市長。

○市長（山内隆文君） ただいま、大湊部長から心境を交えた説明がありました。このことはご理解いただけないことはむしろ残念であります。

先ほど申し上げた基金3億余を申し上げたんですが、陸前高田等々においては桁が違ふと。その中で陸前高田等はなし得ることをやっている。久慈市においてもやり得ることはやるということにおいては全く違いがないわけでありまして。

例えば、今、陸前高田等々が措置しているような措置を久慈市において行えということになれば、他のさまざまな事業、これを圧縮せざるを得ない。道路整備

ひとつをとっても、防雪柵ひとつをとっても、それらを圧縮してここに向ける。そういったことの中で我々は最大とり得ることを選択し、実践しようとしているわけでありまして。決して被災者の方々をないがしろに捉えているということではない。このことはぜひご理解をいただきたいと思っております。

○委員長（大沢俊光君） 質疑。澤里委員。

○澤里富雄委員 1点だけお伺いしたいと思います。

人夫賃金に関わってでございますけれども、これは災害対応雇用、あるいは緊急雇用創出事業等々でこのさまざまな雇用をしているわけですが、この人夫賃金、一般職についてはあれだと思っておりますけれども、女性の雇用があるのかどうか。というのは人夫賃金に関わる女性の雇用、一般職については女性もあると思っておりますけれども。

と言いますのは、震災後ですけれども、いろんな水産加工場等が被災されて、その女性の方々が仕事がなくなるという、その心配をしている方が多くあったわけですが、その中でこういったのに女性の雇用の実態があったのかどうか、お伺いをいたします。

○委員長（大沢俊光君） 菅原総務部長。

○総務部長（菅原慶一君） 臨時職員につきましては、私どもの総務のほうで一括して集計しておりますけれども、日々雇用といえますか、一日の人夫賃金、これについては各課等でその場その場で雇用する場合も多ございますので、ちょっとそこまでの集計はとっておりませんので、ご了承願いたいと思っております。

○委員長（大沢俊光君） 質疑を打ち切ります。

少々おまちください。

9款消防費、質疑を許します。泉川委員。

○泉川博明委員 158ページなんですけれども、消防費。この避難誘導照明設置工事とありますが、設置箇所が十分とは思わないわけでございます。今後におかれましての設置計画の有無についてひとつお聞かせください。

○委員長（大沢俊光君） 菅原総務部長。

○総務部長（菅原慶一君） 泉川委員さんのほうから避難照明の箇所数が少ないのではないかとご質問でございます。

いずれ、この1年、2年につきましてはいろんな交付金等を使いまして単年度を大体3カ所をめどに設置してきたものでございます。ただ、今回大震災を受け

まして避難誘導灯の要望っていいですか、町内会非常に多ございます。それで、私ども、今、考えているのが、いわゆる復興工事、復興事業この中において、例えば道路整備とかいろんな避難路のそれらに絡めて何とか国のほうに認めてもらえないかなど。そういうふうに内々にいろいろと交渉はしているところです。いずれ今年度、来年度等復興期間においてはその復興事業に絡めて何とか1基でも多くやっていきたいなと思っております。要望箇所はかなり出ております。

以上です。

○委員長（大沢俊光君） 畑中委員。

○畑中勇吉委員 今、泉川委員のほうから避難誘導灯設置工事の関係で質問がなされたんですが、私、避難路と誘導灯について一般質問で質問させていただいた際の回答が、後ろが急峻な山なために道路のままに避難するほうが良いというような旨の回答だったんですよ。

基本的なことでお尋ねしたいんですが、基本的に避難の場合大川小学校のような考え方で避難する避難誘導灯なり道路をつくるっていう考えなのか、それとも気仙中学校のように道路がなくてもその高いところに、より高いところに逃げなければならないという考え方で避難誘導灯なり避難路をつくるという考えなのかお聞かせいただきたいと思えます。

○委員長（大沢俊光君） 菅原総務部長。

○総務部長（菅原慶一君） 先の一般質問の際には各漁港、特に白前から横沼からいろいろまあ私も全部地形を覚えてはいますが、それらについて市役所内部、農林水産の水産に限らず各部集まって協議いたしております。それで、1カ所ずつ漁港についての避難路、これについてはどうしたらいいのかっていうのは、私ら消防も一緒になって話しをしているんですけども、例えば白前等についてもどうしたらいいのかとか、桑畑漁協についてもどうしたらいいのか、いろんなルートは考えました。それで、単純に一番いいのはっていうか、ベストは全部きちんと高い道路をつくりゃあいいんでしょうけれども、そうもいかないの、いわゆる例えばはしごとか、先ほど例に出されましたような階段避難路とかそのような話もあるわけですけども、これについて結論としてはまだ出しておりません。

いずれいろんなものを模索しながらやっていきたい

なと思っています。いずれそれに伴いまして、先ほど泉川委員のほうからおっしゃられて誘導灯が必要になるのか、例えば小袖とか久喜とかいろんな急峻なところもあるわけですけども、それについてもどのような線形やら階段がいいのか。また、本当にどのようにやったらいいのか、いろいろ考えている最中です。いずれにしろ、これらは国のほうに協議いたしまして、認められればそれでいく、それなければ何とか工夫を重ねて軽易な階段でも何とかそういうふうなんでも考えていきたいと、そのように考えている最中です。

以上です。

○委員長（大沢俊光君） 畑中委員。

○畑中勇吉委員 現況について参考までにお話したいんですが、私、今回の震災のあとに津波の浸水、漁港の差路っていいですか、船着場の浸水域からその道路のまま脱出するとすれば、どれぐらいで脱出できるのかなってということで、浸水域を測定いたしました。そういたしますと、差路から桑畑も白前も160数メートル上っていいですか、道路のままいかないと浸水域から脱出できないということがわかったんですよ。ところが急峻な斜面ですけども途中にもし階段でもつくれば、もう15メートルとか20メートルのところから、10メートルとか15メートルの高さに脱出できるっていう地形であります。

ぜひ、そういう現場を精査して前向きにこの検討をされるようにこれからも検証を続けていただきたいというふうに思います。

○委員長（大沢俊光君） 菅原総務部長。

○総務部長（菅原慶一君） 繰り返しの答弁になるかもしれませんが、桑畑なんかも重々分かってはいます。それで、私もそこを歩きました。あそこも昔からの話であそこの家が前回の津波でここまで来たよと、そういうふうな話は何回も伺っています。そこまでは家がない。そういうふうなことで、それから漁港まで行った際に現実の使い方、桑畑でも今回につきましたは悲しい事故もあったわけですけども、そういうふうな際にどうしてもあの辺の方の財産として船、これらをどうしても船を引き上げたい、船を出したい、そういうふうな場合に何をを使うかっていえば、あの辺の近くの方が行く場合に歩いていくのか、それとも車で行くのか。そういうふうなことも考えています。そうした際には、例えば桑畑の場合はあそこに柵がある駐車場

まで、あそこまで歩いて上がっていくのか、それとも車を使ったほうがいいのか、そういうふうに考えていたときに、あその場合を、例えば車でやっているはずやから車でまず走ったほうが速いだろうと、そういうふうなことも考えましたが、ただ、市長のほうからは、例えば釣り人、観光客、その辺も考えなきゃいけないと。そのようなことでいろんな要因で考えています。その際には費用対効果は余りしゃべる気はないんですけども、いずれどれが一番有効かと。そういうのを考えて策を考えていきたいと、そのように考えているところです。

以上です。

○委員長（大沢俊光君） 城内委員。

○城内仲悦委員 消防ではいろんな備品を管理しているわけですけども、特にエンジン付ポンプも確かあるはずなんですけど、去年、借用して使おうと思ったら全くエンジンがかからなくて使えなかったという苦情が届いております。こういったエンジン付ポンプ、貸し出し用ですね、何台あって、メンテナンスがどのようにされているのか。やはり、いざ鎌倉っていうときに使えないとなると、全然役に立たないということになってそういう状況になりますが、例えば2カ月に1回エンジンをかけるとか、1カ月に1回かけるとかっていう形での整備が日常的になされているのか、その辺をお聞かせください。

○委員長（大沢俊光君） 多喜代消防防災課長。

○消防防災課長（多喜代吉博君） 小型ポンプにつきましては10台ほど今ございます。災害のときにエンジンがかからなかったということで、その後修理はして今は万全に使えるような状態となっております。

そのエンジンの数カ月に1回かけて点検したらどうかということですが、これにつきましては非常時にちゃんと稼働できるように点検等進めていきたいというふうに思います。

以上です。

○委員長（大沢俊光君） 城内委員。

○城内仲悦委員 当時ガソリンエンジンだといいですけれど、混合だといわゆるキャブレターにガソリンが残ったまま長期っていうと、かからなくなるわけですよ。したがって、その担当者がどなたかわかりませんけれども、きちんとやっぱり長期的に置く時にはキャブレターからきちんと抜くっていう作動までやって

おいておくということが、私は特にガソリン関係の、あるいは混合油エンジンの日常的なメンテナンスが必要というふうに思いますので、その辺の点検をぜひできるような形で指導していただきたいんですが、お聞かせください。

○委員長（大沢俊光君） 多喜代消防防災課長。

○消防防災課長（多喜代吉博君） ご指摘のとおり万全を期してまいりたいと考えております。

以上です。

○委員長（大沢俊光君） 質疑を打ち切ります。

次に、10款教育費、質疑を許します。砂川委員。

○砂川利男委員 文化財保護保管についてお伺いをいたします。

かねて歴史マップのお願いをしてことに鑑み、文化財の指定マップ等が完成をされて各戸に配布になったようなんですが、大変このことに関しては感謝を申し上げます。

そこで、その文化財のマップについては大変立派なものが出来上がったというふうに感謝しているわけなんですけど、それ以外のこの史跡とかそういった歴史的なものに関する標柱ぐらい立ってもらわなかったら、いろんなのを調べておっても誰もわからないではないかということで、山形村と久慈市が合併の間に旧山形村のほうでは9本だか10本ぐらい村内の各伝説なり何なりところに標柱を立てていただいた経緯があるわけですが、しかしながら標柱はあるんだけど、説明板がまったくないという状況においては、この地域の過去の先人の営み、あるいはその功績というものを後世に伝えるなり、知ろうとするなりしたときになかなかわかりづらいんじゃないかなという意味から申し上げますれば、その文化財を守る立場から選定の基準はいろいろあるかと思うんですが、そういったところにも簡単なわかりやすい説明版を、私はぜひつけていただきたいと思いますが、その考え方についてお伺いいたします。

○委員長（大沢俊光君） 千葉社会文化課文化財室長。

○社会文化課文化財室長（千葉啓蔵君） ただいま文化財の説明版に関しましてご質問をいただきました。

現在久慈市にございます指定文化財64件ございますけれども、そのうち説明板を35カ所、標柱はおおよそ60カ所に設置してございます。

今、砂川委員からお話がございました、指定文化財

以外のさまざまな史跡、それに対する標柱だけではなく説明板の設置ということでございますけれども、教育委員会では毎年3カ所ずつ文化財に説明板を設置してございますので、今後そういった指定文化財も含めた指定以外の文化財もみながら、その説明板の設置を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（大沢俊光君） 砂川委員。

○砂川利男委員 大変前向きに取り組んでいただいているということに対しては感謝を申し上げたいと思います。

先ごろ、ぐれっと！やまがた街道祭というのが非常に人気がいいようなんですが、やはりこれと同じ意味を私は持つと思うんですね、この久慈市内全域を史跡、そういうもののマップをつくっていただいて、それを持ちながら郷土の歴史に触れる。そういったものに思いをはせるというものの繰り返しをすることが、私はこの地域起こしの中に欠くことができないもののひとつに言ってもいいのではないかなというふうに思うんですね。

そういった意味に対するこの力の入れ方というものを、継続して持続していただけないと、私はその地域の中に息の長い活動というものの原点がそこにあるんだろうというふうに思うんですよ。それをわかりやすく、全国民が感ずるものでいったとするならば、私は西国88カ所霊場めぐりとか、あるいはこの33観音めぐりとか、こういうもんだと思うんですね。これは権威があるからめぐるんですよ。権威を民間の人間が作りだすには相当な時間が要ると思うんですが、くしくもこの行政がおこなうものには、私はすべて権威でもって行えるようなものだというふうに、私は理解しているんですが、そういった意味からすれば、ぜひこういうものを考えていただかなきゃならないというふうに思うんですよ。

そういう意味で、例えば33観音で申し上げるとするならば、65代花山天皇という方が寛和2年、986年今から1,224年前に和歌山県的那智山に出家をされた。そこに円成寺っていうお寺を建てて3年間こもられていた。それで今後毎年巡礼あるべしとの指示を被った。これがこの西国33観音めぐりの始まりとされているんです。これに倣って全国に霊場めぐりというものがあるって、当地方においては糠部33観音とかあるいは

津軽33観音とか、あるいは盛岡のほうでも八戸の市内でもいろいろある。

そういうものに力を入れていくことが多種多様なところに評判にもなったり、生活の糧にもなったりするという意味からすれば、私は決してこれは軽いものではないという意味に思いますので、ぜひこの文化財指定マップのほかにも看板をふやしていくようお願いしたいと思います。

それとあわせて、私はこの久慈城の再建に向けた環境整備というものになされていくように大きな追い風になっていくというふうに思えてならないんですね。

そういったときによそから久慈市に来たとき久慈城があるそうだ、久慈城はどこにあるのかなと思って行ったときになかなか道案内の標識も足りない、あるいはそれを分かっていってみたいところがお世辞にもここが久慈城なのかといいがたい状況だと私は理解するんですけども、これを少なからずもうちょっとやっばり見栄えのするような形にしていこうためには今申し上げたような取り組みが直接関係はないにしても、大きな影響になると思うんですが、その考え方に対してどのような感想をお持ちかお聞きしたいと思います。

○委員長（大沢俊光君） 亀田教育長。

○教育長（亀田公明君） ただいまの砂川委員のご質問にお答え申し上げますが、いつも砂川委員からはさまざまなこの歴史的な背景、そういったところにたけたところのお話をいただきまして、大変ありがとうございます。

いわゆる砂川委員おっしゃるように文化財は地域の核になるものだというふうなお説、それはそのとおりだというふうに思っています。地域の魅力を増大させながら市民活動の向上につながるというところも、そのとおりだというふうに私も思うわけでございます。

まず、久慈城についての件については議会のたびごとにと申しますか、お話をいただいておりますので、予算的な面、あるいは地権者との関係等々、さまざまな面からなかなか砂川委員もまた私も思うようにはなっていないのが現状でございますが、これについてはさらに今後も引き続いて整備のための基本的な構想等をまとめ上げながら進めていく必要があるんだろうというふうに思っているわけでありまして。

市民に親しまれる、いわゆるこの史跡のお話がございました。その使命というのは、やはりしっかりと果

たしていかなければならぬというふうにも思うわけですが、しっかりと保存し、後世に伝えていく。そしてそれが観光資源としてさらにその活用の幅が広がっていくことによって地域づくり、これが果たされていくんだらうというふうにも私も思っております。

そのときにこれまでも限られた予算の中で市のほうでは文化財の保護、史跡の保護そういった部分に予算を支出していただいております。そういった中でさらに予算効率と申しますか、効率を高めるような工夫等をしながら着実にこの今思ってお話したこの内容を成し遂げてまいりたいというふうにも、今後も相当の努力をしてまいりたいというふうなことでございますから、どうぞご理解いただきたいと思っております。

以上です。

○委員長（大沢俊光君） 砂川委員。

○砂川利男委員 大変前向きなお考え方をいただきまして、ありがとうございます。

そういう環境整備がなされていけば、私はたまたま今回の例えば、「あまちゃん」ロケに関しても久慈市の中の郷土の歴史というものを何なりと少なからず盛り込んでもらえる状況にあると思うんですが、なかなかそういうような方向にいったようには聞こえてこないんですが、これは時間的にまあ無理だなというふうにも思うんですが、そういった意味で、久慈城を私は再建に向けた環境整備というのは絶対になくしてはならないというふうにも思っており、そういう意味で一般質問の中でも申し上げたんですが、例えば京都の例では京都府知事、あるいはほかの市長さんが、4市長さんも取り組んでNHK大河ドラマを要望活動しているのは細川幽斎が5,000の兵をもって西軍一万5,000を釘付けにして関が原の戦い勝利に導いたというものを、我々のほうからすればなかなかなじみが薄いような部分であるんだけれども、こういう小さいところを京都府の知事が先頭に立って4市の市長が先頭に立って、総動員でこのNHK大河ドラマを展開しているんですよ。

そういったような形にぜひ、私はこの久慈城の再建に向けても「天を衝く」NHK大河ドラマ化に向けた行動力を久慈が示していかなければ意味がない。よその地域がやっていたらとなれば、おそらく久慈なんかかすつてもくれないと思うんですよ。そういう意味で私は今この日本列島の住む人々はどんな小さなことでも東北に協力してあげたい、協力しようという顔

が向いていると私は理解しているんです。ですから、今を置いてほかにない。私はチャンスの時期だと思うんですね。そういう意味の申し上げるのを具体化していくためには法律に基づく地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律を活用すべきだということも、前にも今回も申し上げたわけなんですけど、これを活用しようとしたときにはどういう条件が必要になりますか。

○委員長（大沢俊光君） 砂川委員、ひとつ決算書のあれがこう、関連付けて話をさせていただければ、質問していただければと。お願いします。

千葉社会文化課文化財室長。

○社会文化課文化財室長（千葉啓蔵君） ただいまご質問をいただきました地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律、いわゆる歴史まちづくり法と呼ばれている法律がございます。これは文化財と指定されている建造物が中心になりますけれども、それを中心として歴史的な風致を維持しようとする趣旨の法律でございますけれども、基本的には国指定の史跡あるいは建造物、例えば国指定のお城とかそういったものを中心とした歴史的景観を形成するまちづくりを進めようという内容になってございます。

ですから、例えば国指定の史跡となりますと近いところでは八戸市の根城跡、こちらが国指定の史跡指定されておりまして、それを核としたまちづくりとかです、例えばそういったことが可能になるかと思っておりますけれども、いずれ基本的には既存の建造物が残っているということが大きな要因になると。しかもその建造物が国の指定を受けていなければいけないといった内容になってございますので、今回、この久慈城を中心としたまちづくりとなりますと、まずは建造物自体がまず当然残っておりませんし、その指定のランクも現在のところ久慈市の指定の史跡であるということですので、前提としては文化財保護法による国の指定を受けた史跡を中心とする趣旨の法律でございますので、久慈城に関してちょっと非常に現段階では非常に難しい、その歴史まちづくり法を活用した事業としてはちょっと困難な状況にあるというふうにも認識しております。

以上でございます。

○委員長（大沢俊光君） 砂川委員。

○砂川利男委員 予算に関連付けた形が、前段が長く

なりまして大変恐縮でございますが、簡潔に申し上げたいと思います。

話せば長くなるから省略して申し上げますが、根城の場合は守るべき建物は、私が見ればないんですよ。要するに根城の跡地を環境整備をするために公有地の買い取り、こういったものにお金が28億2,000万円ほど国と県でいただいて整備をしているんです。そういったものにつなげていく計画をつくってあげれば、隣ではいただいたわけですよ。

ですから、同じことを要求していくためには文化財保護のところでそういう思案をまとめていただいて、ぜひ取り組んでいただければ予算の成立につながっていかないという意味で少々長くなりましたが、ご理解をいただきたいと思います。

今、文化財室長さんがおっしゃったことは権威を与える立場の人の話だと私は思うんですよ。久慈市内におけるすべてのものに関しては当局の皆様方は権威を与える立場だと私は思うんですよ。ところが、久慈市が県とか国に何らかの要望を上げてお金をもらう、何らかのものを獲得していくんだという立場になると権威を与えられる立場になるんですよ。お金をもらう、何かをしてもらう。与えられる立場に。一步引き下がった弱い立場になると私は理解するんです。そういう意味からすれば、今お答えをいただいたような考え方は必要はないと思うんですよ。

久慈市にとって都合のいい考え方を盛り込んだ原案をつくって上げてやって権威を与えるほうの立場で今のような答弁が返ってきたときに、違う対処の仕方を考えることを繰り返していかなければ、国から早々簡単に認めてもらったり、お金をもらえないと私は思いますので、そこのところをよくお考えいただいて進めていただくようお願いいたします、もう一回感想をお願いします。

○委員長（大沢俊光君） 亀田教育長。

○教育長（亀田公明君） ただいまの質問に対しての課長からの答弁、そして今の砂川委員の改めての質問がございましたが、その辺ちょっと整理させていただきますが、先ほどのご質問は歴史まちづくり法という法律、この要件は何だというふうなご質問だったと思いますが、これについてはこれまで議会でも市長のほうからも答弁をしてきておりますけれども、史跡なり何なりに基づいたまちなみ等がなければいけないとい

うふうな条件がございます。

今、砂川委員のおっしゃった、是川に関しての補助については、これは別なものでございまして、史跡等保存管理計画等策定費国庫補助といったものでございます。これについては、この補助金の趣旨と申しますと、文化財保護法の規定に基づいた文化財、これらについて整備していくときには国庫補助を出しますということなんです。そうなってくると、どういったものが該当するかというところの法律上は歴史上、学術上価値が高いものであること。それがいわゆる国庫指定のものになってくるわけでありまして。それを文化審議会に指定を諮問して国指定の文化財となってくるわけでありまして。それらの整備をしていくための、簡単にいいますと補助金というふうなことになりますので、そこはご理解いただきたいというふうに思います。

以上です。

○委員長（大沢俊光君） 高屋敷委員。

○高屋敷英則委員 それではせっかく久慈城の話題が出ていますんで、その主要な施策の説明という資料から41ページ、郷土文化の伝承と振興というところでは、こういう文化財のいろいろな事業っていうのは久慈市でも行われているわけでございます。ただいま砂川委員さんのほうから久慈城についてお話があって、そろそろ久慈城については皆さんこの話題はいいのかなっていうところだったんですが、実はいろいろな視点からこういうものは検証されていかなければならないんじゃないかというふうに思いまして、今の当局の答弁からいくと、いわゆる県の指定とか国の指定そういうものではなくて、久慈城の跡地、そういうものは非常にそういう意味ではランクが低いものだというような考えを持っておるようでございますけれども、そもそもこの久慈城跡の位置づけ、そういうものについては、これは文化財っていうふうに位置づけるのか、あるいは史跡的なものとして位置づけるのか、あるいは久慈にとっての歴史財産として位置づけるものなのか、基本的に教育委員会はどのように考えているのか、まずお伺いをしたいというふうに思います。

○委員長（大沢俊光君） 千葉社会文化課文化財室長。

○社会文化課文化財室長（千葉啓蔵君） 久慈城跡の文化財的な位置づけというご質問でございましたが、これは基本的には城館跡ということになりまして、埋蔵文化財包蔵地という扱いになります。いわゆる遺跡

として取り扱ってございます。

この遺跡埋蔵文化財につきましては現在市内に610カ所ほど確認されておりまして、そのうち城館跡は29カ所、この市内にございます。そのうちの一つが久慈城ということになります。が、しかしこの久慈城に関しましては久慈備前守が居城したという歴史的な事実というか、歴史的な城主がいたということがはっきりされておりまして、そういった意味で非常に史跡の残存状況の非常に良好であることから、大変貴重な遺跡であるということで久慈市の史跡に指定している経緯がございます。

ですから、この久慈城につきましては基本的には埋蔵文化財包蔵地遺跡、そしてその中でも特に貴重な遺跡であるということで久慈城跡を久慈市の史跡として指定しているといった位置づけになっております。

以上でございます。

○委員長（大沢俊光君） 高屋敷委員。

○高屋敷英則委員 今、久慈城は埋蔵文化財だと。そういう遺跡であるというような見解だということなんです。私は今のその久慈城の城主がおったというそういう歴史認識からいえば、これはそういう遺産とかそういうものっていうよりも歴史財産として考えるべきではないのかなというふうに思うわけです。

例えば、遺跡とはいいながら、あそこには久慈城跡っていうのはっきり現物があるわけですね、建物はなけれども現物が残っているわけですので、私はむしろそういう遺跡、そういう埋蔵文化財っていうふうな認識よりは、歴史財産としてやはり考えたほうがいいのではないかなというふうに思っております。

過日、山口議員さんが一般質問をなされました。その中で具体的にこの久慈城跡について、いわゆる借りて、久慈城跡を借りるというような形で考えたらどうなのかというような質問があったわけですが、それに対する当局の答弁というのは、実はこの借りてっていうことに関してはたった2行なんです。土地を借り上げて整備することにつきましては、現在のところ考えていないところであります。簡単にこれだけの答弁で終わってしまったわけですが、具体的に提案をして、土地を借りてやったらどうだっていう質問に対する答弁としては甚だ不親切な答弁だろうというふうに私は思っております。

従いまして、そういうふうに具体的な提案に対して

整備する考えがないと。全くないというような短い答弁ではなくて、そういう答弁に至った背景っていうものを、現実の背景っていうものはどういうものがあるのか、その点についてご説明を願いたいと思います。

○委員長（大沢俊光君） 宇部教育次長。

○教育次長（宇部辰喜君） 先般の一般質問でお答えいたしましたのは、当然教育委員会として借り上げについても検討した結果のお答えでございまして、まず私どもは第一に土地は買収してそこを整備したいという考えでございまして、まあ借り上げという方法もあるわけですが、そういたしますと借り上げた土地を整備するということになりますと非常に不安定な状況が生まれるということでございまして、現在は買収に向けて努力を進めたいということでございまして。これまでも地権者と、前の質問でも答えましたとおり交渉しているわけございまして、一步一步近づきたいと、その買収について価格の面でも、あるいは境界がまだはっきりしていないところのそこら辺の整理もしなきゃありませんので、少しずつでも進めてまいりたいということでございまして、いずれ教育委員会としては久慈城を買収して整備したいという方向付けは変わっていないところでございます。

以上です。

○委員長（大沢俊光君） 高屋敷委員。

○高屋敷英則委員 わかりました。具体的な質問に対してはやはりそこまで、一般質問ですから答弁をしていただければありがたいというふうに思うんですが、その点についてはわかりました。わかりましたけれども、必ずしも納得したというわけではございませんので。

9月20日でございましたか、慈光寺で久慈備前守直治の法要があったわけでございます。参加者が100名ぐらいあったというふうに聞いております。私もその案内をいただきましたけれども都合がございまして出席できませんでした。その講演会とかそのあとのいろいろな会談の中でいわゆる久慈備前守ふるさとへ帰るっていうような感じの、今、栗原町の九戸神社に眠っているわけですが、そういうところから遺骨、まあ骨があるかどうかはわかりませんが、いわゆる土でもその神社の土を持ってきて城主をふるさとに帰るっていうような、そういうような話題でも盛り上がったというようなことを聞いております。

私は実際にそれが、いわゆるそういう企画が起きたとして、それを実際に実施する前にやはり久慈のこのいろいろな当時の歴史からいけばもっともっと整理されなければならないことがあるのではないかなというふうに思っております。多くの久慈市史を見ましても多くの矛盾もあるわけでごさいます、なかなか解決できない矛盾もそこにあると。ひとつここは整理をして考えなければならない。例えば、お祭りで久慈備前太鼓っていうのがあるんですが、久慈備前太鼓の縁起っていうんですか、そういうものの中に書かれているような説もあれば、あるいは久慈市史に書かれているような説もある、あるいは別の久慈の中の撰待久慈、そちらのほうの資料もある。あるいはいろいろな説については津軽の説もあったり、あるいは南部の説もある。非常に複雑なわけですが、私はせめて久慈の中の出来事でごさいますので、久慈の中のいろいろな矛盾とか疑問とかそういうものがやはり統一された形で解決をされて初めてそういう、備前守ふるさとへ帰るといような企画ってものが実際に立てられていかなければならないのだというふうに思っております。

そういうことを考えますと、非常に今現在久慈城に関するいろいろな久慈史に関する不足している点、不足しているものは何かあったときに、大勢の市民の皆さんが関心を持っているわけでごさいますけれども、実際には久慈城を買うんだ、買いたいんだ、そういう次元でばかり話が進んでいるんですけども、私は市民の間にもっとこういう機運を高めていくためにはもっともこの久慈市のその時期の歴史というものの、そういうものの講演会を非常に数多く開くとか、あるいは久慈城の跡地の含めたミニチュアをつくって公民館にでも設置をして、こういう形のいわゆる天守閣のあるお城ではなかったけれども、居館といわれるようなそういう館なわけでごさいますけれども、こういう形のもがあったんだよっていったようなミニチュアでもつくって、そうしながら市民全体がこの久慈の歴史について勉強をしながら機運を盛り上げていくと。

そういうふうなことが必要だというふうに思うんですが、そういうことに対してはいかがでしょうか。ミニチュアをつくってそういうものをやはり市民の皆さんのふれあいの場に展示をして理解を深めていくってというような考え方についてはどうかと。

○委員長（大沢俊光君） 亀田教育長。

○教育長（亀田公明君） お答えいたしますが、先ほども申し上げましたが、市の限られた予算の中で教育に関わる予算相当多く割いていただいているという、私は認識を持っていますし、しかもこの文化財の保護についても同じように相当努力をして予算措置をしていただいているというふうに私は認識をしております。

そういった中で、今の久慈城跡地の整備等も行われてきたというふうに認識をしているわけでごさいます、これについてはご承知のことかと思うんですけども、昭和48年に久慈史では史跡に指定をしたわけでごさいます。その後平成3年に発掘調査をしてみました。その後に久慈城跡、久慈城を買い取るんじゃなくて、久慈城跡地を買収しながら、さらに発掘調査を進め史実を明らかにした中でさまざまな展開を図ることができるだろうというふうな目的の元で進めてまいったわけですが、なかなか地権者等との合意に至ってこなかったという事実があるわけでごさいます。

先ほど次長からも答弁いたしましたように、現時点でも借り上げて発掘調査等をしていくという考え方ではなくて、やはりそこは地権者等々と交渉をしながら最終的には買取をしてさらにこの発掘調査を進めていき、そしてまだ明らかになっていない部分を明らかにしていく。その上でそれを地域の活性化につながるような事業の展開っていうのが図られていくようなものになっていくんだろうというふうに思うわけです。現時点ではそういったところで思うように私からしましても進んでいる状況とは決して言えません。しかし、私はそのための努力っていうのはやはり鋭意しているというふうに私自身は自分よがりですが思っております。これからも少しずつつかみかもしれません、今、高屋敷委員が言われたようなそういったところもしっかりと踏まえながら今後もこれは歴史的な資料として貴重なものでごさいますから、そういった意味合いを持って今後も大事にしていきたいと思います。

以上です。

○委員長（大沢俊光君） 高屋敷委員。

○高屋敷英則委員 具体的にミニチュアの話はでなかったんですが、いわゆるこの久慈城跡の用地を基本的に買収していくんだと。そのために現状はなかなか前に進まないけれども頑張っていくというような答弁でごさいますので、私はその点については本当に頑張っ

ていただきたいなど。賛同をするものでございます。

最後に、歴史財産の活用と教育委員会あるいは社会文化課の使命ってということについて、これについて一言お伺いをしたいんですが、実はここに去年の10月1日に久慈の歯科医師さんが出版した本があります。これは、南部氏、津軽氏の系図のクエスチョンアンドダッシュというような、そういう本なんですけれども、この方は日本の家系図の協会の会員でもございます。大変熱心にいろいろな家系を研究なされている方でもございます。この方がこの南部と津軽の系図について新しく本を出されたわけですが、この中のいわゆる最後の終わりに、いわゆる終わりに、最後に一言私は申し上げたいというようなことが書いてある。ちょっと、短くまとめて読んでみます。「私たちはみずからの領地を守るために家臣と手を携え、ときに隣地の両氏に同盟し山野を駆けめぐり敵と刀を交えて傷を被り、落命もしたであろう。女たちはその家族を守り慈しみながら、四季の風を感じ、太陽や月や星や神仏に祈りをささげ、またそのときどきの旬の産物を食し笑いあったであろうと。この男たち、女たちこそが郷土の名族であり、郷土の歴史そのものであると。そして、彼ら彼女らの生き方が現在の私たちと本質的に何ら変わりが無いことに気づかされるであろうと。はるか昔に同じ土地に暮らしていた先輩がとて身近に感じられると。ここに気がつけば郷土史というものに手が届きやすくなるのではないだろうか。」非常に含蓄の深い文章を書いておられるわけでございます。

これは単に久慈城を復活させるとか、そういう類いの話ではなくて、いわゆる久慈城を復活させる、そういうものと一緒にやはり必要なのはそこに暮らしていた農民、漁民の皆様方とそういう方々と、その暮らしと実態とその暮らしの知恵とそういうものが一緒に語り継がなければ、決してこの久慈城のロマンっていうものはなかなか中身の濃いものにはならないだろう。そういう意味では社会文化課、教育委員会社会文化課の大きな使命としては、そういうものに触れ合う機会というものを、やはり市民の皆さん方に提供していかなくちゃならないんじゃないかと。そういう使命というものをやはり持っているんじゃないかと、私は思うわけですが、これについて一言ご答弁をお願いを申し上げたいと思います。

○委員長（大沢俊光君） 亀田教育長。

○教育長（亀田公明君） ただいまのご質問にお答え申し上げますけれども、今、委員のおっしゃったことはそのとおりだというふうに私も思います。

これまでも、これは大川目公民館でもこの久慈備前守直治公に関わる、あるいは久慈城に関わるこの歴史を知るといったことで、まずふるさとの子どもたちにそれを学んでもらおうという事業を取り組んでまいりました。そのほかにご承知のとおり大川目まつりまちづくり協議会、ここでは秋祭りで山車の題材としてこの久慈城とか備前守を題材にしたものをつくってきたんですけれども、そういったこともこれからも進めていくとともに、今、委員がおっしゃられたように時期をみながら市民の方々にこの久慈城、久慈城跡地、あるいは久慈備前守、これらについてのこの理解が深まるようなそういった事業の展開というの必要だろうというふうに思っておりますので、それについては鋭意努力してまいりたいというふうに思います。

以上です。

○委員長（大沢俊光君） 梶谷委員。

○梶谷武由委員 それでは何点かにわたって質問をしたいと思いますが、まず161ページ、学校施設整備基金積立金についてですが、これは今年度から始まったわけで、この積立金を積み立てていくということは、当然その整備計画というのが策定されていなければならぬと思うんですが、その策定状況についてお伺いしたいと思います。

それから、167ページ、委託料の部分ですが無線LANアクセスポイント移設ということですが、学校で体育館でパソコンを使えないと。アクセスポイントがないということでそういうことも前にあって、それらがすべて解消をされたのかどうか、現状についてお伺いをしたいと思います。

それから、使用料OA機器の借上げ料小学校費で二千百数十万円となっておりますし、中学校で6,100万円ほどになっているわけですが、これはいわゆるパソコン等のリース料で5年間ではないのかなど。毎年このくらいという金額になるかと思うんですが、買取りを買い取って保守点検を行った場合の金額とこのリースの場合の金額でさまざま検討をしてこういう結果になったかとは思いますが、その検討をしたのであれば、その検討状況を簡潔な形でよろしいですが、お伺いしたいと思います。

それから同じページの物件移転補償金、22節になりますが、これの内容について。

それから最後は185ページ、野球場に基本調査委託料のことですが、この委託の内容を何箇所、あるいはその結果についてお伺いします。

以上です。

○委員長（大沢俊光君） 米澤総務学事課長。

○総務学事課長（米澤喜三君） 何点かご質問いただきました。

まず最初の学校施設整備基金の関係でございますけれども、当該基金につきましては旧枝成沢小学校の統合に伴いまして、本来であれば国に補助金を納付すべきところでございますけれども、財産処分の緩和等がございますので、ここを有償で貸付をすることで、その処分に当たりましては将来の学校施設の整備、あるいは増築等に、要するに充てる経費として積み立てをするということで積み立てをしたものでございます。

それで、将来の策定計画といいますが、学校施設整備計画があるのかということでございますけれども、教育委員会では昨年12月に内部の計画でございますけれども、計画を策定してございます。

続きまして、学校校内の無線LANのご質問でございましたけれども、昨年度の決算の際にご質問いただきました。その後、11月に各学校にアンケート調査を行ってございます。実際体育館でパソコンを利用するというふうなお声もございましたけれども、総体的には体育の授業等で使うものがあるということで、結論的というと体育館にアクセスポイントを設けるまでには至らないというふうなことに教育委員会として考えたところでございました。

それから、使用料、パソコン学校のパソコンのリースとそれから借上げの関係でございますけれども、こちらにつきましては日々技術革新といいますが、パソコン等も機能向上等もしておりますので、買取をするよりはこのリースのほうが適しているというふうな考え方でリースとしているものでございます。

それから、物件の移転補償関係でございますけれども、こちらにつきましては、久慈小学校の改築工事に伴ってのものでございまして、配水管の移設とそれから消火栓の移設で合計325万5,000円というふうな内容でございます。

以上でございます。

○委員長（大沢俊光君） 古屋敷社会体育課長。

○社会体育課長（古屋敷重勝君） 野球場建設基本調査委託料の内容についてご説明をいたします。

まず、この640万円の内容でございますが、これは平成22年の10月12日に840万円で発注したものでございます。これについては3月11日の大震災があったことにより繰り越しをして成果品を求めた内容となっております。

お尋ねの内容でございますが、まず候補地を6カ所抽出いたしております。そして、その6カ所につきましての内容でございますが、まず土地条件、地理及び気象条件、周辺状況、法規制、そして工事関連事業費というものについての調査を委託いたしました。そして、野球場の規模についてもその内容についてを確定させるようお願いいたしました。野球場に敷地にあつては外周の管理通路を含め2万2,000平米を確保することとか、あるいは照明照度、そういうもの、スコアボードはバックスクリーンと一体型とするというような内容について委託をしたものでございます。

成果品でございますが、事業費それから野球場、スタンドレイアウト等の概算の事業費、それから概略がでております。

以上でございます。

○委員長（大沢俊光君） 梶谷委員。

○梶谷武由委員 それでは、無線LANのアクセスポイントの分についてですが、私が聞いたところなんかでは、体育の授業よりは行事等、例えば学習発表会とか文化祭等で行事の発表等で子供たちが発表するときに使いたいというのでなかなか思うように使えなかったということでのそういう話もありました。

今いる先生方、あるいはその調査時点では特別必要性を感じなかったというふうに報告してあっても、先生方が入れ替わり、子供たちも当然変わってくるわけで、そしてその必要になったとき、やっぱり使えない状態というのは避けなければならないと思うんですが、その必要があったときすぐ対応をしていただける状態に、状況にあるのかどうか。そこの部分についてお伺いします。

○委員長（大沢俊光君） 米澤総務学事課長。

○総務学事課長（米澤喜三君） 校内LANの関係でございますけれども、先ほどの説明に加えてお話をしますけれども、調査結果では体育館でパソコンを使用

する機会がない学校、これは1校のみでした。ほとんどが体育館で利用することがあるということでございますけれども、体育の授業での実技の映像の提示、それから集会、学校行事等でのプレゼンの道具として使っていると。使用頻度ですけれども、年数回程度の学校が多いというふうな結果等はなっていました。それから学校名を言ってあれですけれども、久慈小、長内小では教職員の人数も多いことがありまして、年30回から50回使用しているということで、まあ、全体で見れば週1回程度というふうな形に、分析をしますとそういうふうなことになっておりました。

それで、現在移動式のといいますか、スクリーン等も最新型のものができておりますので、それらを活用して必要な部分についてはパソコンで映像を流すっていいですか、そういうふうな方法で使用できればなどというふうに思っているところがございます。

以上です。

○委員長（大沢俊光君） 小倉委員。

○小倉建一委員 時間がないので手短にお伺いします。

先ほどの久慈城整備についてですが、実は大川目町では非常に最近機運が高まっておりますし、ぜひ整備すべきというような声が大きくなっているように感じしております。また、大川目町ではミニチュア等をつくって公民館に展示したというようなことも記憶にありますが、そういうことで高屋敷委員の言いましたように、久慈市全域にもこれが機運を広めていき、盛り上がるべきだというような考えであります。

そこで、具体的にお伺いしますが、決算では少し探させないでおりますが、貸借契約はそもそもないのかどうか、土地についての。ないとするのであれば、幾らかの謝礼金等を手当てしているのかどうかをお伺いしたいと思います。

○委員長（大沢俊光君） 千葉社会文化課文化財室長。

○社会文化課文化財室長（千葉啓蔵君） 久慈城に關しまして貸借契約はしておりません。それと、地権者との謝礼金、これもお支払いはしておりません。

以上でございます。

○委員長（大沢俊光君） 小倉委員。

○小倉建一委員 その場合に場所を見学したいという場合の誓約等があるのかどうか、自由に入れるのかお伺いしたいと思います。

○委員長（大沢俊光君） 千葉社会文化課文化財室長。

○社会文化課文化財室長（千葉啓蔵君） 一般の方の見学に關しましては地権者から了解を得て一般の方は入っていただいて構わないということですので了解を得ております。

以上でございます。

○委員長（大沢俊光君） 小倉委員。

○小倉建一委員 そこで、今後買収をしたいというようなこと考えなわけですし、整備構想も立てたいなというようなことで非常にいいなと思っておりますが、当時この買収交渉をした場合の具体的内容、金額、面積等についてお伺いできればと思います。

○委員長（大沢俊光君） 千葉社会文化課文化財室長。

○社会文化課文化財室長（千葉啓蔵君） まず久慈城の買収面積についてでございますけれども、このお城の範囲が全体で7,000平米ほどございますけれども、そのうちのほぼ中心部にございます4万2,000平米が教育委員会で交渉している地権者を含めた土地――

[発言する者あり]

○社会文化課文化財室長（千葉啓蔵君） すみません、失礼いたしました。

面積でございますけれども、久慈城全体の面積がおよそ7万平米。そのうちお城の主体部分になります中心部を所有されておりますのが現在交渉をしている地権者でございます4万2,000平米ほどになってございます。

これに關しましては、これまで教育委員会で買収の交渉をしてきた経緯がございますけれども、その買収金額につきましては差し控えさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（大沢俊光君） 濱欠委員。

○濱欠明宏委員 一般会計の教育費、一番最後の大きな款だというふうなことでご質問申し上げますが、まず最初に、一般会計全体に平成23年度会計でありますけれども、この3・11を受けて本当に職員の皆さん不眠不休で頑張ってくれたということがこの決算書には随所にあらわれていると思います。そういった意味では心から感謝を申し上げたいと思うわけでございます。

そういった中で、今、教育委員会の文化財保護の関わりについてやり取りしておるわけですけれども、私も一般質問でもお話ししました。教育委員会には財源が

ない。財源があるのは市長部局である。市長部局のほうから最終的には予算配置配分をしていただくという流れになっています。今もこの買収のお話を長年しており、平成23年度においても粘り強く回してきただろうと。しかし、このときにですね、基本的にはこの買収が決まるとすればね、決まったときに速やかに財政支出ができる環境なのかどうかは市財政局と話し合っておられるのか、まずお聞かせ願いたい。

○委員長（大沢俊光君） 亀田教育長。

○教育長（亀田公明君） 具体的な金額を明示しての交渉は現在のところ行ってございません。従いまして、具体的に財政局との協議もまだでございます。

以上です。

○委員長（大沢俊光君） 濱欠委員。

○濱欠明宏委員 私は教育委員会においてはこの買収問題、あるいは野球場の問題等いろいろと財源確保に苦慮する大きな事業を予定されておる。そういう中であって一般質問の話をしました。石原都知事の尖閣諸島の寄附金の問題もあります。これは教育委員会としてそういう寄附を募ることができるのか。あるいは久慈市が窓口になる、そういった場合ですよ、それを例えば今言っている久慈城、あるいは野球場に関して。私は土木ですか、一般協同なんかで非常に市道の整備、市単独ではなかなか整備できないけれども市民と一緒にやってやるということで随分市道の整備が進んだなと思っております。

そういった意味で共同事業は、私は大きな市民とともに歩む成果が出ていると思うわけであります。そういった意味ではこの寄附も市民とともに歩むという意味において、私は寄附するとまずいんですけども、議員という立場ではまずいですが、しかし、市に広くこういった事業、市民が必要としている事業、そういったことの地ならしも私は求めることができるのではないのかという観点がありますので、ぜひこれらについては、答弁は要りません、検討に検討を重ねながら市民とともにこの野球場であれ、久慈城であれ、久慈市に限られた予算で、さっきも復興の話になって財源確保で云々かんぬんであちこち事業がどうのこうのという話がありました。しかし、私は復興第一を掲げながら、しかし一方でいろんな事業がある。そういったときに財源確保で市財政だけが苦しむんじゃないかと、一緒に市民とともにやっついこうじゃないかとい

う気が私は必要だと思います。これから特にもですね。

そういった意味で、これについては答弁は要りませんが、十分に財政局と話をしながらいい方法を財源確保に向けて努力しながら、この久慈城の買収に向けても、あるいは野球場の建設についても速やかに事業ができますことを祈っております。

そこで、もう一つだけですけれども、人間というのはとかく過ち、ミスをしたり、あるいは勘違いしたり、ここには文化財保護の観点からこの久慈文化財マップが配布されました。私はこれは大きな成果だと思ってこれを眺めながらいいのをつくってくれたなと思ってます。しかし、この中に70番、地図上は70番三崎牧、地図上は71番北野牧っていうのがあるんです。しかし、一覧表を見ると70番が北野牧で71番が三崎牧だと。こういうミスがね、あるんです。人間がやっていることだから。

だから、私はぜひ当局の皆さんに言いたいのはつづばるなど。粛々と謙虚にミスがあるということを想定しながらミスがあったら謝ればいい。そして、ともに頑張ればいい。そういった意味でこの直しを指摘ながら、私の質問とさせていただきます。ありがとうございます。

○委員長（大沢俊光君） 亀田教育長。

○教育長（亀田公明君） まず最初に、文化財マップの件で印刷ミスと申しますか、そのミスがございました。これについては早急に訂正していただきたいと思っております。大変ありがとうございます。

それから寄附についてでございますが、詳しくはさらに調査を進めなければいけないんですが、調べてみなきゃいけないんですが、一般寄附っていうのは当然あるわけでございますが、そういった範疇の中で先ほどのようなことが可能かどうかといったことについては今後研究してみたいというふうに思います。

以上でございます。

○委員長（大沢俊光君） 小野寺委員。

○小野寺勝也委員 端的にお聞かせ願います。

学校施設の耐震化問題。今の改築中の久慈小学校を除いて本体部分については久慈市の場合は100%というふうに承知しています。しかし、外壁とか天井とかそういう部分についても耐震化が必要な学校は、小学校、中学校それぞれに何校あるのか、まずお聞かせください。いわゆる、非構造部材の耐震化問題ですね。

○委員長（大沢俊光君） 米澤総務学事課長。

○総務学事課長（米澤喜三君） 耐震化の関係でご質問をいただきました。

補強工事につきましては100%ということで、今現在改築中の久慈小学校を除きますと100%ということでございます。今、お話のございました、非構造部材の関係につきましては、本年度文科省のほうからこの耐震化を急ぐようにというふうな文書をいただいておりますので、今後各学校におきましての非構造部材の耐震化について、計画的に進めるというふうな計画について内部で検討をしてみたいというふうな、今現在考えているところでございます。

いずれ文科省のほうから、つい最近でございますけれども、その非構造部材の耐震化について加速をするようにというふうな文書をいただいているところでございます。

以上です。

○委員長（大沢俊光君） 小野寺委員。

○小野寺勝也委員 そうすると、この非構造部材の耐震化については、これから調査をして対応することになりますか。それが1点ですね。

特にそうすると、この防災機能強化事業ですか、自治体の負担が実質13.3%ということでメニューとすれば非常に魅力のある事業だと思うんですね。そういう点では急いで対応するということが大事だと思うので、その点もあわせてお聞かせ願いますが、同時に構造関連で長内小学校の窓ガラス、これは強化ガラスじゃなくて、いわゆる普通のガラスでなっていないですか。そうすると普通のガラスだとね、ちょっとしたものがぶつかっただけでもすぐに壊れて危険も伴うということが考えられるんですが、それへの状況はどうなっているのかと、対応についてお聞かせください。

ほんじゃあ、もう一つ。最後に、次、学校給食で放射能検査をおやりになっているということですが、その検査状況と国の基準だと100ミリシーベルトですか、市の教育委員会としてやっているのは100ミリを基準に以下であればいいとしているのか。それとも50とかって設定をどこに置いているのか、お聞かせください。

○委員長（大沢俊光君） 佐々木学校給食センター所長。

○学校給食センター所長（佐々木成人君） 検査についてのご質問でございました。

機器につきましては、県の単独補助をもらいまして、現在久慈と山形地区の学校給食センターの2カ所で行ってございます。その結果についてはホームページ等でお知らせしているわけでございますが、7月2日から行ってございます。全部下限値以下、NDという部分でございます。NDというのは機械の下限値でございます、それ以下の数値になってございます。今のところ10ベクレル以下でございます。10ベクレルというわけじゃなくてゼロから10という範囲の部分、機械の部分でございますので、よろしく申し上げます。

それから、今の場合は学校給食の提供前、給食の部分で行ってございます。それには基準値がありますけれども、それはどうなんだという部分でございますが、2分の1、50ベクレルであれば25ベクレルを一応基準に考えてございます。それ以上の場合は精密検査、県のほうにお願いする形になると思いますけれども、そういう方向で動いてございます。

以上で終わります。

○委員長（大沢俊光君） 米澤総務学事課長。

○総務学事課長（米澤喜三君） まず、非構造部材の耐震化の関係につきましては、調査の上進めていくというふうなことになります。

それから、長内小のガラスの件でございますけれども、長内小につきましては、昭和48年の建築でございます。ご指摘のガラスの件ですけれども、強化ガラスではないというふうなことで、スポーツ少年団活動等でホームランのボールが校舎の職員室等の部分に当たって壊れるということも何回かございました。

そのように強化ガラスにはなっていないというところでございます。

以上です。

○委員長（大沢俊光君） 小野寺委員。

○小野寺勝也委員 今の長内小の問題だけ。強化ガラスではないと。そうすると、スポ少もあれでしょうが、子供たちの日常生活においても危険度大きいと思うんですが、やっぱりこれについては今おっしゃられた、機能強化事業の活用もあるでしょうが、何らかの形で早急な対応が必要ではないでしょうか。いかがでしょうか。

○委員長（大沢俊光君） 亀田教育長。

○教育長（亀田公明君） 長内小の窓ガラスの件でございますが、学校管理をしておる学校長等々からその

状況等を聞きながら安全に万全にしていきたいと思いますというふうに思います。

以上です。

○委員長（大沢俊光君） 城内委員。

○城内仲悦委員 12時を経過しますが、1点だけお伺いします。

この167ページの要保護及び準要保護の援助費に関わってですが、これまで学用品や入学準備金、給食費、医療費などが補助されてきたわけですけれども、2010年度から新たにクラブ活動費、生徒会費、PTA会費の3項目が支給項目に加わったというふうに伺っていますが、久慈市では実施しているのかどうか、端的にお聞きします。

○委員長（大沢俊光君） 米澤総務学事課長。

○総務学事課長（米澤喜三君） ただいまのご質問でございますけれども、その3項目につきましては現在のところ実施していないところでございます。

以上です。

○委員長（大沢俊光君） 城内委員。

○城内仲悦委員 これは全国生活と健康を守る会連合会が調査したわけですが、既に実施している自治体は12.1%、検討中なのが24.2%、実施が困難といっている自治体は63.7%となっております。これ自体2005年度から就学援助金の補助金がひとつ大幅に削減されていること、それから準要保護者はいわゆる用途を限定していない交付税交付金からなったことで、非常に財源が、その部分が圧縮されているということがいわれております。

そこで、久慈市とすればこの3項目の実施について、いつの時点から実施をしようとしているのかお聞かせください。

○委員長（大沢俊光君） 米澤総務学事課長。

○総務学事課長（米澤喜三君） 実施につきましては、いつごろからというお話でございますけれども、他市の動向もございまして、また、クラブ活動生とかPTA、それぞれ各学校によってもこの額が違ってございまして、いろいろ動向等を慎重に検討しながらというふうな形になっていくかと思っております。

以上でございます。

○委員長（大沢俊光君） 質疑を打ち切ります。

この際、昼食のため休憩いたします。再開は午後1時15分といたします。

午後0時04分 休憩

午後1時05分 再開

○委員長（大沢俊光君） 休憩前に引き続き委員会を開きます。

審査を継続します。

ここで昨日の歳入1款市税の中の年少扶養控除への答弁について訂正がありますので、これを許します。勝田市民生活部長。

○市民生活部長（勝田恒男君） それでは答弁の訂正をお願いいたします。

小野寺委員の年少扶養控除の廃止は国税の算定に影響があるかというご質問に対しまして、あると考えるということでご答弁申し上げましたけれども、国税の算定には影響がないということで、ご訂正をお願いいたします。

以上です。

○委員長（大沢俊光君） 歳出11款災害復旧費、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大沢俊光君） 質疑を打ち切ります。

12款公債費、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大沢俊光君） 質疑を打ち切ります。

13款諸支出金、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大沢俊光君） 質疑を打ち切ります。

14予備費、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大沢俊光君） 質疑を打ち切ります。

以上で、歳出の質疑を終わります。

次に、財産に関する調書について、説明を求めます。菅原総務部長。

○総務部長（菅原慶一君） それでは財産に関する調書についてご説明申し上げます。

366ページ、367ページをお開き願います。

1固有財産（1）土地及び建物総括からご説明申し上げます。

この表の区分の縦の欄中、本庁舎から公共用財産までが行政財産、山林から雑種地までが普通財産でございます。

まず、土地であります、決算年度中増減高の合計

欄、一番下の合計欄の左から2つめの数字になります。576平方メートルの減は消防防災資機材倉庫建設用地等の取得、岩手県土地開発公社からの工業用地進入路用地の寄附による増、並びに雑種地の売却、久慈小学校用地の市道用地所管外による減によるものであり、決算年度末現在高の合計は2,222万2,389平方メートルとなっております。

次に、建物であります。367ページ、一番下の合計欄の右から2つめの数字になります。木造及び非木造をあわせた延べ面積の決算年度中増減高の合計では666平方メートルの減となっております。これは、久喜地区消防屯所等の建築による増、並びに栄町地区市営住宅等の解体撤去による減によるものであり、決算年度末現在高の合計は22万6,241平方メートルとなっております。

次に、386ページ、369ページになります。

このページはただいま説明申し上げました土地及び建物の総括表を行政財産及び普通財産ごとに分類をしたものであります。ただいまの総括表の説明でご了承いただきたいと存じます。

次に、370ページ、371ページになります。

まず(1)イ山林普通財産であります。面積の決算年度中の増減はございません。

次に、立木の推定貯積量であります。8,490立方メートルの増は市有林現況調査結果等によるものであり、決算年度末現在高の合計は34万4,426立方メートルとなっております。

次に(4)物件であります。決算年度中の増減はありません。

次に(6)有価証券であります。決算年度中の増減はありません。

次に、372ページ、373ページをお願いします。

(7)出資による権利であります。決算年度中の増減はありません。

次に、347ページから、379ページまでの2物品は取得価格80万円以上の重要物品につきまして、決算年度中の増減高をあらわしたものでございます。決算年度中において6点の増となり、決算年度末現在高は473点となっております。

次に、380ページをお願いします。

3債券であります。災害援護資金貸付金は東日本大震災に伴う貸付及び償還により2,560万5,000円の増

となり、決算年度末現在額は2,813万5,000円となっております。地域総合整備資金貸付金は医療法人健全会、北日本造船株式会社久慈工場及び中央介護センター有限公司に対する貸し付けによるもので、新たな貸し付け及び償還により1億6,030万6,000円の減となり、決算年度末現在額は1億151万1,000円となっております。なお、北日本造船株式会社久慈工場に対する貸付金は決算年度中に全額償還されております。

下水道事業受益者負担金及び漁業集落排水事業分担金における決算年度末現在額は、下水道事業受益者負担金は3,806万1,000円、漁業集落排水事業分担金は55万4,000円となっております。

医師養成奨学資金貸付金は久慈市国民健康保険山形診療所に従事する医師に対する貸し付けによるもので、決算年度末現在額は2,040万円となっております。

次の医師滞在等資金貸付金は岩手県立久慈病院に従事している医師に対する貸し付けによるもので、決算年度末現在高は1,000万円となっております。

次に、4基金であります。

決算年度中に増減のありました基金についてのみご説明いたしますが、まず(1)財政調整基金は3,376万9,000円を積み立てし、決算年度末現在高は11億2,644万3,000円となっております。

次に(2)被災管理基金であります。209万円を取り崩し決算年度末現在高は1億1,397万8,000円となっております。

(3)土地開発基金であります。別に配付しております定額の資金を運用するための基金の運用状況によりご了承願います。

次に、381ページになります。

(4)東日本大震災復興基金及び(5)東日本大震災復興交付金基金であります。それぞれ3億7,449万4,000円、9億6,069万2,000円を決算年度中に積み立てしております。

(6)ふるさと活性化創造基金であります。790万6,000円を取り崩し、決算年度末現在高は2億6,054万2,000円となっております。

(7)地域コミュニティ振興基金であります。1億76万9,000円を積み立てし、決算年度末現在高は6億435万5,000円となっております。

(9)国民健康保険診療施設財政調整基金であります。1,000円を積み立てし、決算年度末現在高は84

万5,000円となっております。

次に、382ページをお願いします。

(10) 国民健康保険高額療養資金貸付基金、(11) 福祉医療資金貸付基金及び(12) 応急生活資金貸付基金であります、別に配付しております定額の基金を運用するための基金の運用状況によりご了承願います。

(13) 長寿と健康のまちづくり基金であります、1,080万3,000円を取り崩しし、決算年度末現在高は1,185万円となっております。

(14) 介護保険高額サービス資金貸付基金であります、別に配付しております定額の資金を運用するための基金の運用状況によりご了承願います。

次に、383ページをお願いします。

(16) 肉用繁殖牛特別導入事業基金であります、別に配付しております定額の資金を運用するための基金の運用状況によりご了承願います。

(18) 魚市場建設基金であります、3万5,000円を積み立てし、決算年度末現在高は1,690万4,000円となっております。

次に、384ページになります。

(21) 奨学金貸付基金であります、別に配付しております定額の資金を運用するための基金の運用状況によりご了承願いたいと存じます。

(22) 学校施設整備基金であります、216万7,000円を決算年度中に積み立てしております。

(24) 岩手県収入証紙購入基金であります、別に配付しております定額の資金を運用するための基金の運用状況によりご了承願いたいと存じます。

以上で、財産に関する調査の説明を終わります。

○委員長(大沢俊光君) 質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(大沢俊光君) 質疑を打ち切ります。

以上で、認定第1号の質疑を終わります。

それでは採決いたします。

認定第1号「平成23年度久慈市一般会計歳入歳出決算」は認定すべきものと決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長(大沢俊光君) 起立多数であります。

よって認定第1号は認定すべきものと決しました。

この際、都合により副委員長と交替させていただき

ます。

~~~~~

○副委員長(藤島文男君) 委員長と交替し、副委員長藤島文男が進行してまいります。よろしくお願いたします。

それでは、審査を継続します。

~~~~~

認定第2号 平成23年度久慈市土地取得事業 特別会計歳入歳出決算

○副委員長(藤島文男君) 認定第2号「平成23年度久慈市土地取得事業特別会計歳入歳出決算」を議題といたします。

歳入、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長(藤島文男君) 質疑を打ち切ります。

歳出、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長(藤島文男君) 質疑を打ち切ります。

以上で、質疑を終わります。

それでは、採決いたします。

認定第2号「平成23年度久慈市土地取得事業特別会計歳入歳出決算」は認定すべきものと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長(藤島文男君) ご異議なしと認めます。

よって認定第2号は認定すべきものと決しました。

~~~~~

#### 認定第3号 平成23年度久慈市国民健康保険 特別会計歳入歳出決算

○副委員長(藤島文男君) 認定第3号「平成23年度久慈市国民健康保険特別会計歳入歳出決算」を議題といたします。

事業勘定歳入、質疑を許します。小野寺委員。

○小野寺勝也委員 2点お聞かせください。

国保税に関わって、所得が少ないということで減額はわかりますけれども、免除になっている世帯数はあるか、ないか。あるとすれば何世帯ですか。それが第1点。

それから、ちょっと手元に、私にはなくてお伺いしますが、国保税加入世帯の所得階層別で所得なし層が何%で、所得33万円以下の世帯がそれぞれ何%なのか。

その2点をお聞かせください。



○副委員長（藤島文男君） 中務税務課長。

○税務課長（中務秀雄君） 平成23年度におきましては、いわゆる震災の関係で所得減少ということで減免措置については5件ございました。

次に、所得階層のご質問がございました。

平成23年度末で所得なしが28%、33万円以下が9.2%という状況でございます。

以上です。

○副委員長（藤島文男君） 小野寺委員。

○小野寺勝也委員 災害関係で減免が5件っていいましたか。原因はわかりますが、免除そのものはあるんですが、5件のうち免除は何世帯ですか。

○副委員長（藤島文男君） 中務税務課長。

○税務課長（中務秀雄君） 免除ということで100%ということでございますが、それはございません。

○小野寺勝也委員 ないですね。

○税務課長（中務秀雄君） はい。

○副委員長（藤島文男君） 質疑を打ち切ります。

次に、直営診療施設勘定歳入、質疑を許します。

〔発言する者あり〕

○副委員長（藤島文男君） 失礼しました。訂正、第3号の歳出、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（藤島文男君） 質疑を打ち切ります。

次に、直営診療施設勘定歳入、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（藤島文男君） 質疑を打ち切ります。

歳出、質疑を許します。小野寺委員。

○小野寺勝也委員 1点お聞かせください。

診療所、医療機関ですね。この物品といいますか、いわゆる資材の購入には消費税がかかっていますよね。しかし、医療機関の場合に料金に消費税を転嫁する法等はないということで資料をいただきましたけれども、診療所で昨年436万円の消費税をかぶっているということで、これはまさにかぶりっ放しでよそに転嫁できないって、そういう制度上の問題がありますよね。私どもは消費税そのものはどうかという批判的見解を持っているわけですが、少なくともこの消費税のこういう医療機関等については税率をゼロにするというふうにすれば、この負担した、かぶったぶんを差っ引きができるということになるわけです。少なくともそういうゼロ率に医療機関ですね、求めるべきだと。これ

は単に診療所のみならず医療機関すべてがそうなんですよね。これは大変な負担増になってそれぞれの運営にも支障をきたすような事例も聞くわけです。そういう点でゼロ率へ少なくとも求めるべきだというふうに思いますが、いかがでしょう。

○副委員長（藤島文男君） 上有谷国民健康保険山形診療所事務長。

○山形診療所事務長（上有谷満君） ただいま委員ご指摘のとおり、確かに消費税につきましてはうちのほうで資材購入等にかかる分については消費税をお支払いして、患者様から診療代金といいますか、料金をもらう場合には非課税ということでその分かぶっているということでございますが、まさしくこの消費税が資材にもかかれば、当然その分の収入、診療所の収入もふえるのだらうとは思っておりますが、あとは制度上の問題もございますので、願わくばそのようにしていただきたいというのが実感でございます。

以上です。

○副委員長（藤島文男君） 小野寺委員。

○小野寺勝也委員 その思いは同じだっていうのはわかりました。

ですが、少なくともね、税率をゼロ%にしてくれということになればね、還付措置されるわけですよね。少なくともそういうことを政府をはじめ関係機関に要望をするお考えはあるや、なしや。いかがですか。

○副委員長（藤島文男君） 勝田市民生活部長。

○市民生活部長（勝田恒男君） 今、小野寺委員からお話のあった消費税についてでございますけれども、これからかけない、かけるっていうか、減免する、しない。そういったものについて、国において話し合いが行われるやに聞いておりますので、その動向等を注視しながら見てまいりたいというふうに考えております。

○副委員長（藤島文男君） 小野寺委員。

○小野寺勝也委員 現行でもそういうかぶっているわけですよね。8%と10%というのは今後の日程上あるわけですが、少なくとも8%になる、10%になるという段階、これはなくせば一番いいわけだけれども、少なくとも医療機関にそういうマイナス面を負っているわけですから、今からそういう改善方をやっぱり要請すべきではないでしょうか。部長、再度。

○副委員長（藤島文男君） 勝田市民生活部長。

○市民生活部長（勝田恒男君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

国においてこれから非課税品目とかそういったものを決めていくというような情報もございますので、それを見ながら対応してまいりたいというふうに考えています。

○副委員長（藤島文男君） 審議を打ち切ります。

以上で、質疑を終わります。

それでは、採決いたします。

認定第3号「平成23年度久慈市国民健康保険特別会計歳入歳出決算」は認定すべきものと決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副委員長（藤島文男君） 起立多数であります。

よって認定第3号は認定すべきものと決しました。

~~~~~

認定第4号 平成23年度久慈市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

○副委員長（藤島文男君） 認定第4号「平成23年度久慈市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算」を議題といたします。

歳入、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（藤島文男君） 質疑を打ち切ります。

歳出、質疑を許します。小野寺委員。

○小野寺勝也委員 この後期高齢者、75歳以上ですね、特定健康診査、特定健診、これを対象外にしているっていうのはなぜですか。

○副委員長（藤島文男君） 勝田市民生活部長。

○市民生活部長（勝田恒男君） ただいま、資料を取り寄せてご答弁をさせていただきたいと思えます。

○副委員長（藤島文男君） 蒲野市民課長。

○市民課長（蒲野喜美男君） 平成23年度におきまして、この決算書上にはあらわれてきてはおりませんが、広域連合、後期高齢者医療広域連合、要するに岩手県全体でやっている組織のほうで実施しております、平成23年度の実績につきましては、主要施策をご説明する書類の23ページのほうに後期高齢者健康診査というふうなことで実施しておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上です。

○副委員長（藤島文男君） 小野寺委員。

○小野寺勝也委員 もう一つ。実は後期高齢者医療制度が始まったと同時に、高齢者の病院からなるべくご遠慮願うというような発想だったと思うんですが、療養病床が大幅に削減をされてきていると思うんですね。確か当時でこの管内で147床あったと思うんですが、現在どういう状況になっていますか。

○副委員長（藤島文男君） 砂子健康福祉部長。

○健康福祉部長（砂子勇君） 介護保険の制度に関わっての介護療養病床という視点につきましては、これまでの厚生労働省の検討の中で廃止の方向が一旦示されたわけでございます。そういった中で実態等々から勘案いたしまして、これはこの廃止の考え方については当面の間延長されているところでございます。

今、実際の病床数についてはちょっと手元に資料はございませんけれども、実際あるのは久慈恵愛病院の病床でございます。

以上でございます。

○副委員長（藤島文男君） 小野寺委員。

○小野寺勝也委員 確かに医療療養病床については当初は6割減ですか。それから介護療養病床については全廃ということが当初示されたと思うんですね。ところが、それがまさにお年寄りを医療機関から締め出すものだというので大変な指摘を受けて、今、部長が答弁されたように若干修正をしたという流れでしたよね。

そうすると、147床あるんだが、現在何床になっているかっていうのはわかります。

○副委員長（藤島文男君） 砂子健康福祉部長。

○健康福祉部長（砂子勇君） 現在の病床数につきましては資料を取りよせてご説明申し上げます。

○副委員長（藤島文男君） 暫時休憩いたします。

午後2時42分 休憩

午後3時00分 再開

○副委員長（藤島文男君） 再開いたします。

審議を継続いたします。

砂子健康福祉部長。

○健康福祉部長（砂子勇君） 大変失礼いたしました。療養型の病床でございますが、現時点19床でございます。

○副委員長（藤島文男君） 質疑を打ち切ります。

以上で、質疑を終わります。

それでは、採決いたします。

認定第4号「平成23年度久慈市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算」は認定すべきものと決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副委員長（藤島文男君） 起立多数であります。

よって認定第4号は認定すべきものと決しました。

~~~~~

#### 認定第5号 平成23年度久慈市介護サービス事業特別会計歳入歳出決算

○副委員長（藤島文男君） 認定第5号「平成23年度久慈市介護サービス事業特別会計歳入歳出決算」を議題といたします。

歳入、質疑を許します。小野寺委員。

○小野寺勝也委員 1点お聞かせ願います。

この介護サービスで生活援助について過般も触れたんですが、45分、60分の区分けが45分に短縮されて、介護報酬でも上限の2,910円から2,350円と一式下げられたままだと。ところが、これも政府は一律に時間を短縮することはないよというんだけど、今述べた介護報酬を加算するとはいっていないんですね。結局、介護されるほうの事情を勘案して時間延長してやっても、それは事業者のサービス労働っていいですか、になってしまうという状況があるようです。実際、久慈市等において時間短縮に伴う自己負担という延長とか、あるいは時間短縮に伴うような改善方の要望等は出ていませんか。

○副委員長（藤島文男君） 鹿糠沢介護支援課長。

○介護支援課長（鹿糠沢君） ただいまのご質問にお答えいたします。

当市では直営でヘルパーステーション、それから訪問看護ステーション、これらを直営で運営しているわけですが、今般の改正によりまして、4月から委員おっしゃいますとおり、サービスの時間短縮等がございますが、半年間経過いたしまして当事業所の中ではサービス低下を招くような状況というのは出ておりません。しかしながら、実際に働いておりますヘルパー等におきましては、サービス低下を招かないようにするような格好で動いておりますので、そちらのヘルパー等にし寄せが少しあるのかなというふうな状況で認識しております。

以上でございます。

○副委員長（藤島文男君） 小野寺委員。

○小野寺勝也委員 今、答弁いただいたとおりだと思うんですね。

そこで、やっぱりいつまでもそういう従事者等、あるいは事業所の負担増でそのままにしておくわけにはいかんというふうに思うんです。そういう点ではやっぱり、この時簡短縮の問題は全国的にもいろいろ問題を生じさせているようであります。そういうことからすれば、やはりこの改善方を国に要望すべきだと思うんですが、その点いかがでしょう。

○副委員長（藤島文男君） 砂子健康福祉部長。

○健康福祉部長（砂子勇君） 介護保険制度の運営等につきましては、これまでは全国市長会を通してきまして、先の一般質問でもご質問等もございましたが、処遇改善等々を含めたさらに公費負担等の軽減といいますか、こういったもの。それから、介護保険料が著しく増高しないような制度運営、制度設計について、全国市長会等を通じてこれまでも要望しているところでございます。

ただいまの点につきましては、これは全般的な介護保険制度の中で検討されるべきものだと考えておまして、それらにつきましては、今、申し上げました視点等を含めて検討すべきものと。従前からはこういった視点からは要望してきているというものであります。

○副委員長（藤島文男君） 質疑を打ち切ります。

歳出、質疑を許します。城内委員。

○城内仲悦委員 施設に関わってですが、管轄は久慈市の管轄ではないかもしれませんが、津波が襲来した地域、久慈湊の狭い橋がありますが、あの久慈掘り込み港湾側にポルトデイサービスセンターっていう施設が今建築されつつあるんですが、11月開設というようなことの看板が設置してありました。津波のデータを見ますと0.5メートル未満のすぐ脇に立っているんですけども、建設は久慈市の管轄じゃないのかもしれませんが、こういった危険な箇所にお年寄りのデイサービスセンターが設置されること等について制約がないのかどうか、その点を承知しているのか、お聞かせください。

○副委員長（藤島文男君） 砂子健康福祉部長。

○健康福祉部長（砂子勇君） ただいまのお話がございます件につきましては、情報としては私どもも承知しております。また、もちろんあの辺を通った際に

も建設中であるっていうのは承知しているところでございます。

今もお話ございましたとおり、このデイサービスにつきましては、この整備あるいは事業の認可等々は県の所管でございます。この事業の認可及び指導監督等を含めまして。こういった点から、市のほうをこの書類が経由するという仕組みではございません。

また、今もお話ございましたけれども、この制限というようなお話ございましたけれども、この施設の運営等々につきましては、厚生労働省の省令で定めがございます。これにつきましては、設備面あるいは人員面、さらにはその中に事業者の緊急時の対応、こういったものも計画を策定するというふうになってございます。

こうしたことから、事業者が避難マニュアルを策定する、あるいはこの実践といたしまして避難訓練等を実施するというふうなことは省令の中で定められているところでございます。

今も申しましたように、この整備そのものにつきましては、運営も含めですが、県の所管でございますので、この事業認可申請が事業者から県のほうに出された段階ではこれは適切な指導があるものと考えているところでございます。

以上でございます。

○副委員長（藤島文男君） 城内委員。

○城内仲悦委員 確かに県が窓口だというのは承知しておりますが、ところが先ほど問い合わせたところ、中止の通知があったと。しかし、今回建っていることについての説明は全くなかったっていうのを担当者からも聞きました。そういった意味ではこれから調査をするという県の対応でした。

だから、非常に今言ったような手続きがきちんとされているかどうか、私も今の状況ですと県の担当者からは中止する通知はあったけれども、再度やるということについてはきていないということでしたよ。

したがって、今るる省令とかあってその安全が確保されるのであればっていう答弁がありましたけれども、ここは完全に、まさに今回の津波でももうすぐ場所にきているし、当然例えば三陸沿岸の久慈沖から出たらまたたくまに来てしてしまうという状況の中で、お年寄りが多数集合している状況の中でいつ津波がくるかわかんないわけですよ。日中来ることも限ってないし、

夜中に来るかもしれませんよ。その場合にいくら人数を送ったって、そんなこの施設を見ても1人、2人、3人とやはり厳しい人数が配置されていますよね。

こういう客観的に見て安全だと思えんところこういうふうな施設を建てることについて、市とするならやはりきちっと意見を申し上げる場所、あるいは県と連携していかげなのかっていう形の行政指導も含めて県との連携をとりながら対応するべきではないでしょうか。久慈市民の皆さん、お年寄りがここにどの程度どう行くか、これはわかりませんが、11月開設っていう看板が出ているんですよ。市としても県と連携しながら調査をした上でいろんな対応をしていただきたいんですが、いかがですか。

○副委員長（藤島文男君） 砂子健康福祉部長。

○健康福祉部長（砂子勇君） 事業内容等々につきましては、現段階私どもも詳しくは承知していないところでございます。また一方、県振興局が直接的に所管するわけでございますが、事業計画書が現段階まだ提出もされていないというような情報も得ております。これは事業開始前に出して、それが所轄庁であります県のほうで認可を出すわけでございますけれども、ただいまの点については詳しく現段階では協議した経緯はもちろんございませんけれども、そういった情報の共有の中で振興局とは協議してみたいと。ただ、今先ほど申し上げましたとおり、この許認可等々、あるいは指導監督については県の権限でございますので、その立場も当然踏まえなければならぬと思っておりますので、この件についてはご理解をお願いいたします。

○副委員長（藤島文男君） 質疑を打ち切ります。

以上で、質疑を終わります。

それでは採決いたします。

認定第5号「平成23年度久慈市介護サービス事業特別会計歳入歳出決算」は認定すべきものと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（藤島文男君） ご異議なしと認めます。

よって認定第5号は認定すべきものと決しました。

~~~~~  
認定第6号 平成23年度久慈市魚市場事業特別会計歳入歳出決算

○副委員長（藤島文男君） 認定第6号「平成23年度久慈市魚市場事業特別会計歳入歳出決算」を議題とい

たします。

歳入、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（藤島文男君） 質疑を打ち切ります。

歳出、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（藤島文男君） 質疑を打ち切ります。

以上で、質疑を終わります。

それでは、採決いたします。

認定第6号「平成23年度久慈市魚市場事業特別会計歳入歳出決算」は認定すべきものと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（藤島文男君） ご異議なしと認めます。

よって認定第6号は認定すべきものと決しました。

~~~~~

#### 認定第7号 平成23年度久慈市漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算

○副委員長（藤島文男君） 認定第7号「平成23年度久慈市漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算」を議題といたします。

歳入、質疑を許します。梶谷委員。

○梶谷武由委員 331ページの漁業集落排水のこの分担金のことですが、収納率が非常に低いですが、これは震災による影響等があるのかどうか、この低い理由についてお伺いします。

○副委員長（藤島文男君） 藤原下水道課長。

○下水道課長（藤原和幸君） 漁集の分担金収納未済額についてのご質問にお答えします。

収納率ですけれども、調定額が166万2,400円、収入済額が132万6,200円ということで収納率が79.78%になっております。この収納率の低い理由ですけれども、低所得者、高齢者世帯などが経済的な理由の方で6人の方が金額割合で20.9%、また納付意識が低い方が1名で、金額割合で4.6%、分納誓約等による分割納付中の方が23人で53.2%、死亡、居所不明の方が交渉不能で7人で23.1%となっております。

対策といたしまして、水洗化の工事とあわせて今後も下水道の啓蒙啓発を進めながら、個別訪問により分担金の制度説明をし、趣旨をご理解いただくよう努力し、収納率アップにつなげてまいりたいと考えております。

以上です。

○副委員長（藤島文男君） 梶谷委員。

○梶谷武由委員 下水道関係の場合だと90%を超えているわけで、その漁業集落排水の場合で10%以上ということから私は震災の影響があつてかなというふうにも考えてたんですが、その震災の影響というのは特にないという理解でよろしいですか。

○副委員長（藤島文男君） 藤原下水道課長。

○下水道課長（藤原和幸君） 震災の影響も少なからずあったと思いますけれども、そういう方々からは分割納付ということで23人おりますけれども、今分割納付中ということでございます。

以上です。

○副委員長（藤島文男君） 質疑を打ち切ります。

歳出、質疑を許します。泉川委員。

○泉川博明委員 336ページです。漁業集落排水事業についてですが、小袖地区の漁業集落排水事業の整備が昨年の3・11ですね、東日本大震災で終末処理場が甚大な被害を受け、当初の計画より1年ほどおくらせていた供用開始も済ませ、利用をしているところでございますが、現在の利用している世帯数は何戸で、またその進捗状況についてどのように捉えているのか、お伺いいたします。

○副委員長（藤島文男君） 藤原下水道課長。

○下水道課長（藤原和幸君） 資料を取り寄せて答弁したいと思います。

○副委員長（藤島文男君） 藤原下水道課長。

○下水道課長（藤原和幸君） 先ほどの小袖地区の件ですけれども、申請が36件、開始が28件でございます。以上です。

○副委員長（藤島文男君） 泉川委員。

○泉川博明委員 供用開始から若干何かこの普及がおこなわれているような感じがしておりますけれども、ご答弁は要りませんが、これから何地区かで漁業集落の排水整備事業が計画されておりますが、快適な生活環境づくりのためにも、円滑な普及に向け鋭意努力していただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○副委員長（藤島文男君） 質疑を打ち切ります。

以上で、質疑を終わります。

それでは、採決いたします。

認定第7号「平成23年度久慈市漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算」は認定すべきものと決すること

にご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（藤島文男君） ご異議なしと認めます。  
よって認定第7号は認定すべきものと決しました。

~~~~~

認定第8号 平成23年度久慈市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算

○副委員長（藤島文男君） 認定第8号「平成23年度久慈市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算」を議題といたします。

歳入、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（藤島文男君） 質疑を打ち切ります。
歳出、質疑を許します。砂川委員。

○砂川利男委員 359ページ、13節下水道の徴収済委託料の取り組みのこの中身について教えていただきたいです。

○副委員長（藤島文男君） 藤原下水道課長。

○下水道課長（藤原和幸君） 13節委託料の中身でございますが、電算処理委託――

失礼いたしました。下水道使用料徴収事務委託料の中身でございますが、これは下水道の下水道料金を水道事業所に徴収事務を委託しているものでございます。
以上です。

○副委員長（藤島文男君） 砂川委員。

○砂川利男委員 8節の受益者負担金一括納付報奨金なんですけれども、この受益者イコール下水道接続世帯かと思うんですが、現在、この下水道接続をされておる世帯数は幾らですか。

○副委員長（藤島文男君） 藤原下水道課長。

○下水道課長（藤原和幸君） 接続している世帯数は2,502世帯です。

以上です。

○副委員長（藤島文男君） 城内委員。

○城内仲悦委員 この公共下水道のエリアの問題ですが、今、例えば寺里でいうと信号のちょっと手前までいつてるんですが、いわゆる久慈高校の通りの大成橋通りまで拡張するお考えをお持ちなのかがどうかが一つ。

それから、確か梅ヶ丘団地、萩ヶ丘団地も私以前合併浄化槽云々で申し上げた時期があったんですが、そうしましたら公共下水道の計画があるんだっていうこ

とでございましたが、あの高台の団地についてはいつごろ実施区域に入ってくるのか。いわゆる計画区域から実施の段階にいつの時点で入ってくるのか、お聞かせください。

○副委員長（藤島文男君） 藤原下水道課長。

○下水道課長（藤原和幸君） ただいまの件にお答えします。

大成橋付近の認可区域は現在教員住宅がございますけれども、その地区まででございます。

また、萩ヶ丘、梅ヶ丘の天神堂地区につきましては、梅ヶ丘地区については現在寺里地区を整備していますけれども、それが終わり次第引き続き整備を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○副委員長（藤島文男君） 城内委員。

○城内仲悦委員 梅ヶ丘について、寺里地域が終わっていくと入っていくっていうお話ですが、そうしますと先ほど位置指定道路の話もしたんですが、いわゆる位置指定道路に管を埋め込まないと工事ができないわけです。その点、その道路整備と関わりなく地下茎を使いますからいいということになるのか、その市道でなくても位置指定道路を活用しての配管設備ということになりますか。その点が1点。

それから、教員住宅までっていうことになると、いわゆる堤防側にある教員住宅、あるいは県の合同庁舎の官舎がありますが、あれまでなのか。いわゆる大成橋通りの両側に久慈高校もあって住宅が連たんして信号まであるんですけど、あの地域への拡大についてはまだ検討に入っていないのかどうかをお聞かせください。

○副委員長（藤島文男君） 藤原下水道課長。

○下水道課長（藤原和幸君） 梅ヶ丘団地の整備につきましては、今お話いただきました民地の道路になりますけれども、それらを活用いただきながら整備することになります。

また、堤防沿いの教員住宅までかということですが、その堤防沿いの教員住宅の地区までの整備予定でございます。

それから、大成橋から久慈高校沿いの道路まではこの認可区域内の整備状況を見ながら進めてまいりたいと考えております。

以上です。

計画には含まれていませんので、以上でございます。

○副委員長（藤島文男君） 高屋敷委員。

○高屋敷英則委員 今のお答えは今回の工事の中には当然含まれていないけれども、そういう方があった場合には同時並行してそういう工事もできるっていう、そういうお話でございました。

○副委員長（藤島文男君） 外館水道事業所次長。

○水道事業所次長（外館要一君） 失礼しました。今現在給水区域内に存在して、給水区域内であればいつでも、今でも使えるわけですが、給水区域の拡大して、例えば新規に配水管を整備してということになりますと、それは今回の計画ではとりあえず考えてはおりませんが、ただご相談していただければ、例えばそんなに経費がかからずに配水管整備をして効果も高いよと、そういう区域がもしあるのであれば、新規の配水管も検討していかなければならないと考えております。

○副委員長（藤島文男君） 高屋敷委員。

○高屋敷英則委員 そういう意味では給水区域内ってことは、現在配管がされている場所までということですね。川井の住宅の連たん地区の中で、その連たんから端っこのほうが二、三軒外れていると思います。そこには配管がしていないわけです。そして、配管されているところの最後の家庭からそこまで大体100メートルぐらいある。そこに2軒、3軒あるという、こういう状態でそういう意味では給水区域外になるわけですが、そういうぽつんと離れていると。そこの方々が今回のひとつのこういう工事っていうのをきっかけにしてかん水に加入したいという意思表示をしているわけですが、それは例えば今意思表示をしておいて、今の工事ではやれないんで、それが終わってからそういう手続きをしたり、工事をしたりするのか。それとも、それは別個にそれとして今やっている工事は工事として新たに加入する工事は工事として並行してやると。そういうことなのかっていうことです。

○副委員長（藤島文男君） 外館水道事業所次長。

○水道事業所次長（外館要一君） 川井地区のまだ水道管が本管が通っていない地区ということだと、今、お聞きしましたけれども、それについては場所的な、地形的な問題もありますので、あと先ほども申し上げましたように、採算等も考えていかなければなりませんので、給水区域に入っているかもしれませんので、

そこら辺は個別にちょっと相談していただきたいなど。

計画も今統合かん水をしておりますけれども、その計画も全体を踏まえながら、計画の全体を考えながらその区域が配水管整備をして、企業会計ですのである程度経営が成り立っていくかどうかを勘案しながら、それについてはご相談に乗っていきたいというふうに考えております。

○副委員長（藤島文男君） 高屋敷委員。

○高屋敷英則委員 ということは、場合によってはそういう工事をやらないっていう可能性もあるっていうことですね。

○副委員長（藤島文男君） 外館水道事業所次長。

○水道事業所次長（外館要一君） はい。一応企業会計でございますので、あまりにも経費がかかる、例えば高いところで新規に加圧ポンプを工事しなければならぬということになれば、ちょっと対応していけないかもしれませんので、そこらはまた相談していただきたいなと思います。

○副委員長（藤島文男君） 小野寺委員。

○小野寺勝也委員 ちょっと不勉強なので恐縮ですが、水道料金の滞納に関わって、いわゆる時効ですね。水道事業は企業会計ということで2年ということですか。そこで、その時効の2年を採用したのはいつからですか。それが1点。

それから、この収入未済額2,931万2,764円。これは世帯数、企業数、それぞれでいえばどれくらいになりますか。

○副委員長（藤島文男君） 外館水道事業所次長。

○水道事業所次長（外館要一君） ちょっと収入未済額の件数については今調べておりますが、まず時効でございますけれども、時効はおっしゃるとおり2年となっております。不納欠損に採用したのは平成18年から採用してございます。

○副委員長（藤島文男君） 小野寺委員。

○小野寺勝也委員 その時効が平成18年から2年になったんだと。採用しているんだと。そうすると、平成18年以前と平成18年以降で見た場合、不能欠損額の推移っていうのは、傾向でいいです、どういうふうに推移しているのか。傾向として細かい数字はいいですが、どういうふうになっていますか。

○副委員長（藤島文男君） 外館水道事業所次長。

○水道事業所次長（外館要一君） 不納欠損のことで

ございますが、ちょっと古いデータはございませんけれども、平成22年度は不納欠損は行いませんでした。平成23年度は35件13万8,465円の不納欠損を行っております。

○副委員長（藤島文男君） 答弁はもう終わりましたか。外館水道事業所次長。

○水道事業所次長（外館要一君） すみません。先ほどの未済額の件数の内訳ですが、ちょっともうちょっと時間をいただきたいと思います。すみません。

○副委員長（藤島文男君） よろしいですか。質疑を打ち切っているの。

それでは、答弁保留中のところを残して、質疑は打ち切ります。

次に（2）資本的収入及び支出、質疑を許します。城内委員。

○城内仲悦委員 このちょっと、いわゆる資本的収入及び資本的支出総額2億5,108万8,842円になっていますが、この関係と損益計算書の減価償却費が2億7,181万1,356円なわけですが、この関係の逆転が起きればこの会計上問題出てくるってことなのか、その認識を教えてください。この関係、この補填財源が減価償却費の費用を活用するんじゃないかというふうに思うんですが、そういうふうに理解してよろしいのか、お聞かせください。

○副委員長（藤島文男君） 外館水道事業所次長。

○水道事業所次長（外館要一君） 資本的収入及び支出の補填財源の件でございますが、ここに書いてありますように、過年度分収益勘定留保資金と当年度分の消費税及び地方消費税の収支調整額で補填してございます。

この補填の財源でございますが、ここに書いてある損益勘定留保資金でございますが、現在4億5,000万円程度過年度分の損益勘定留保資金がございます。これがまず来年度以降も資本的収支及び支出の補填財源になっていくと考えております。

○副委員長（藤島文男君） 城内委員。

○城内仲悦委員 これがね、それが結局、これが間に合わないとなると、このいわゆる資本的収入関係の事業が補填ですから、使わさることになりますよね。結局財源がなければこの費用はなくなって、出てくるんですが、それと同時にこの減価償却費そのものについては、そうするとどちらに積んでいることになるんで

すか。この損益決算書10ページの2億7,181万1,356円というのは単年度の減価償却費っていうふうに見ているのか、これは累計なのか。単年度の損益計算書が出てくる、損益計算書が出ていますから単年度分の減価償却費というふうになるのか。これはどうなりますか。償却費の中身。

〔発言する者あり〕

○副委員長（藤島文男君） 外館水道事業所次長。

○水道事業所次長（外館要一君） はい、失礼しました。今の損益勘定留保資金の財源でございますが、損益計算書の減価償却費とか資産減耗費等がございますが、こういうふうに出支を伴わない現金ですね、これは損益計算書のほうは単年度分の減価償却費でございますが、こういうふうなもののが過年度分の損益勘定留保資金となって、これが補填財源となっていくという状況になりまして、以上でございます。

○副委員長（藤島文男君） よろしいですか。

質疑を打ち切ります。

次に損益計算書、質疑を許します。城内委員。

○城内仲悦委員 この損益計算書を見ると、単年度の損失が出ていますけれども、この損失の原因、2,276万8,731円出ていますが、その原因は、要因は何でしょうか。

○副委員長（藤島文男君） 外館水道事業所次長。

○水道事業所次長（外館要一君） 単年度損失の要因でございますが、平成22年度は夏が暑くて結構水道水が売れたっていうか、使用されたんですが、平成23年度はそれほどそういうふうな水が出なかったと。あと、震災による減免、約314万円の減免を行いました、それとか、検満量水器平成22年度より平成23年度は600万円ほど多くの検満量水器の委託を行っております。あと、一番大きいのは荷軽部簡易水道事業が平成23年度供用開始になったことから減価償却費が3,000万円ほど増加しているというような原因でございます。

○副委員長（藤島文男君） 城内委員。

○城内仲悦委員 そうしますと（1）の収益的収入及び支出の中で、ここで約1,000万円の赤字になっているんですね。ひとつもこれ、この全体の2,200万円のうちの1,000万円はここから出ているっていうふうに理解してよろしいですか。

○副委員長（藤島文男君） 館水道事業所次長。

○水道事業所次長（外館要一君） まずおっしゃると

おり給水収益が900万円ほど減少しておりますので、半分くらいが給水収益の減少によるものと考えております。

○副委員長（藤島文男君） 質疑を打ち切ります。

3番目の剰余金計算書、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（藤島文男君） 質疑を打ち切ります。

剰余金処分計算書、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（藤島文男君） 質疑を打ち切ります。

5番目貸借対照表、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（藤島文男君） 質疑を打ち切ります。

外館水道事業所次長。

○水道事業所次長（外館要一君） 先ほど答弁を保留しておりました収入未済額の件数でございますが、ちょっと内訳については集計しておりませんので、件数だけお答えしたいと思います。2,306件となっております。

○副委員長（藤島文男君） 以上で、質疑を終わります。

それでは、採決いたします。

認定第9号「平成23年度久慈市水道事業会計決算」は認定すべきものと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（藤島文男君） ご異議なしと認めます。

よって認定第9号は認定すべきものと決しました。

~~~~~

#### 閉会

○副委員長（藤島文男君） 以上で、本委員会に付託された議案の審査は全部終了いたしました。

委員各位のご協力に対し、感謝を申し上げます。

これをもって決算特別委員会を閉会いたします。

午後3時47分 閉会